

第二十六回 参議院地方行政委員会會議録第十六号

昭和三十三年三月二十九日(金曜日)午前十時三十九分開会

委員の異動

本日委員前田佳都男君及び新谷寅三郎君辞任につき、その補欠として森田豊壽君及び鈴木万平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 本多 市郎君
理事 大沢 雄一君
委員 伊能繁次郎君
伊能 芳雄君
小柳 牧衛君
鈴木 万平君
館 哲二君
安井 謙君
占部 秀男君
久保 等君
鈴木 壽君
成瀬 暢治君

衆議院議員

政府委員

自治政務次官 加藤 精三君
自治庁財政部長 小林興三次君
自治庁税務部長 奥野 誠亮君
事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員

参考人

一橋大学学長 井藤 半弥君
地方財政審議会委員 荻田 保君
茨城県知事 友末 洋治君

栃木県足利市長 木村 浅七君
日本トラック協会常務理事 小野 盛次君
全国商組合連合会副会長 篠原耕一郎君

本日の会議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○公営企業金融公庫法案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会開会に関する件

○委員長(本多市郎君) これより、委員会を開きます。

本日、前田佳都男君、新谷寅三郎君が委員を辞任されまして、森田豊壽君、鈴木万平君がそれぞれ補欠選任されましたので御報告いたしておきます。

○委員長(本多市郎君) 昨日、地方税法の一部を改正する法律案が衆議院から修正の上、本院に送付されて参りましたので、本日はまずこの修正点について衆議院側より説明を聴取いたします。

○衆議院議員(龜山孝一君) 地方税法の一部を改正する法律案に對しまする衆議院の修正の理由を申し上げます。

軽油引取税は昨年御承知のごとく揮発油税に對する課税との均衡上、道路費に充てるための目的税として創設せられ、その税率は一キロリットルにつ

き六千円とされておるのでございますが、今回政府からその税率を一キロリットルにつき三千円を引き上げて九千円とする改正案が提出されたのであります。

その改正の理由は揮発油に對する課税額の引き上げに對して引き上げるといふことにあるのであります。しかるころ揮発油に對する揮発油税及び地方道路税の税率は、政府原案にありまして五千五百円の引き上げを、目下のところ五千三百円の引き上げにとどめるよう修正されるような状態でございます。

つきましては軽油自動車との最近における増加にみますれば、揮発油を燃料とする自動車と、軽油を燃料といたします自動車との間に負担の均衡をとるため、軽油税の引き上げを揮発油課税に準じて行うことも必要でありますので、揮発油課税を五千三百円引き上げると同じ引き上げ割合といたしますと、軽油の引取税につきましては二千四百四十六円の引き上げと相なるのであります。

よって二千四百四十六円につきまして、端数を整理いたしまして二千四百円引き上げることが適当と考えるのでござい

ます。従いまして政府原案の一キロ九千円を八千四百円に修正をいたした次第でございます。

以上が衆議院におきます地方税法の一部を改正する法律案に對します修正の理由でございます。

○委員長(本多市郎君) ただいまの御説明に對する質疑は、法律案に對する質疑の際にあわせて、行ふことにいたします。

次に、本日の参考人各位の御意見を伺うことといたします。

なお議事の進め方について委員各位に申し上げますが、午前は地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の両案につきまして、ただいま御出席の方は三名であります。午前中四名の方の御出席の予定でありまして、その方々の御意見を伺いたいし、質疑をお願いいたしたいと存じますので、この点あらかじめ御了承願うておきます。

これより御意見を伺うわけでございますが、その前に参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。本日は御多用のところ当委員会のために御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さうして、私どももいたしましては、各位のそれぞれ専門的な立場からの御意見を十分に拝聴いたしまして、今後の法律案の審議に資したいと考えておる次第でございます。どうか忌憚なき御意見の開陳をお願いいたしたいと存じます。

なお最初に、大体お一人十五分程度で御意見を述べ願ひ、その後委員から種々質問を申し上げますから、その際は簡単に御答えをいただいで議事に協力をお願いいたしたいと存じますので、この点またあらかじめお含みお願ひいたします。

それではまず一橋大学学長井藤半弥君より御意見を伺います。

○参考人(井藤半弥君) 一橋大学学長井藤半弥であります。地方税法の一部

を改正する法律案並びに地方交付税法の一部を改正する法律案を中心として、地方税に關する意見を陳

述いたします。学校の教員であります関係上現実問題に關する知識が不足して

おりますので、申し上げますことはとかく一般的であり、多少教科書風になります。きらいがござい

ます。始め御了解願ひいたします。実は三十五、六分間の原稿を作つて参りましたが十五分、大いにその辺は心得ておりますので、十五分

で何とか終るようにいたします。まず、ちよつとやはり学校の教員で一般論をやりますので、これはやはり各論に關係ござい

ますので、お許し願ひいたします。現在の地方財政の特性であります。現在地方財政には、もちろん日本のこと

でございますが、現在日本の地方財政には次の二つの特性があると思ひます。一つは公債費の累増である

と思ひます。これについてはここで触れません。それから二番は地方独立税の地位が低いとい

何かと申しますと、申すまでもなく税金であります。ところが資本主義社会におきまして、こういふふうには税金がその地方団体の歳入において占めておる地位がかくも低いという事は、何といつても変態現象であるといふことは申すまでもないことであります。これは全国平均であります。これも皆さん御案内のことです。これも個別的に見ると、この不均衡というものはこの状態がかなりはなはだしいものがあるのをごいまして、たとえば昭和三十年年度の決算で申しますと、東京都はやはり金持ちが多いのであるが、税金の地方歳入に占める地位が五三〇、大阪府が五〇〇であります。ところが貧乏府県では非常に少く、最低を取りますと、鹿児島県と徳島県はともにわずかに九％であります。それはなぜこうなつたか、これは申すまでもないこととていいます。富の力に大差があるからであります。昭和二十九年の分類所得全国一人当たり平均を一〇〇といたしますと、金持ちの多い東京都は一人当たり一五五、大阪府は一五三であります。一番貧乏なのは鹿児島県でございましてわずかに五四であります。こういふふうには富の力が違つたために税金収入は少いのであります。ところが経費の方はどうかと申しますと、現在の地方団体には次に述べ二つの特性がございまして、経費というものはとかく各地方団体同一であつて弾力性が少いのであります。二つの事情とは何かと申しますと、地方団体のローカル・カラーがなくなつたといふことで、交通の発達あるいは大企業の全国支配力の強化その他同じ全国同一の原因によつて、地方の行政経済が左

右されますために、地方団体の特性が減つてきたのだ。それから二番は地方行政事務の最低限を確保する要求、たとえばデモクラシーの発展のために国民としてどうしても行ふべき最低限度がございまして、こういふ二つの特性がございまして、地方団体の経費というものはどの団体を見ても、貧乏な所でも金持ちの所でも大体同じような傾向を持っております。それから一つは弾力性が消えまして、節約せよといつても節約することができない。これが現状であります。そこでこれの対策でございまして、対策は抽象論といたしましては地方の独立税を強化する。これはまあ望ましいこととていいます。富の力に大差があるから、地方の独立税を強化するだけではどうしてこの地方団体の財政難を打開することはできない。それういたしますと結局は中央政府による調整の必要といふことがやむを得ぬこととていいます。昔のような身分相応の地方自治、身分相応のこの行政事務をやつてなるべく独立税でやれといつてもやれないような事情になつております。これはやはり中央政府による調整の必要が大であります。それで以上申しましたことを前提といたしまして二つの改正法案について申します。

まず順序を逆にいたしまして地方交付税の問題に触れますが、結論だけを申しますと、現在日本では地方財政の中央政府による調整のための手段が非常に多過ぎるのであります。次の五つのもの、と申してもこのうちもちろん特別とん税譲手税のようにまだ審議中のものもございまして、それを入れますと五つの地方財政調整方法が現在おのり併立しておるのであります。一番に、申すまでもなく地方交付税、第二番に入場譲手税、第三番は地方道路譲手税、四番は審議中の特別とん税譲手税であります。そのほか京都府県並びに市町村のたばこ消費税といふものは、税法では地方独立税の中に入つておりますけれども、私はこれは実質はやはりこの交付税に代つて譲手税の性質を帯びておると思つております。と申しますのはたばこ消費税の納税義務者は専売公社でありまして、各地方団体が勝手に税率と上げ下げはできないのであります。これは名前は消費税になつておりますけれども、私はこれは譲手税と考へております。こうしてみますと、現在日本には特別とん税譲手税を五つ、現在の五つの調整財源がございまして、非常に複雑なものであります。私はこれを講義する前に昨夜下調べをしていかに、いかに複雑な事柄であるかといふことは、制度が複雑の場合にはやはり複雑になるのはこれはやむを得ないのでありますけれども、この複雑であつてしかも五つ併列するたにその間の統一がとれない。一つにまとめるべくとらうとてこの調整がでるものであります。五つが併列しておるために不統一であるといふこと、そのほか地方交付税を除きまして残りの四つは、この収入を地方団体に配分する標準が、人口であるとか面積であるとか、道路の面積などきわめて粗野な一、二の基準をもととして配分いたしましたために、地方の財政難打開の方策としては必ずしも当を得たものでないと思つております。私は多少

空論を申しますけれども、この五つの調整財源を地方交付税一本に統一するのが望ましいと思つております。ところがこの一本に統一した場合に現在日本の交付税制度には欠陥がないかと申しますと、私は、いろいろございまして、次の二つの点において大きな欠陥があると思つております。

まず第一番は交付税の総高を全額で地方団体に幾ら出すか、その総額でありまして、これが所得税、法人税、酒税という三つの国税収入の一定割合、現在二五％と法定されておる制度自体が私はよくないと思つております。私は結論を申しますと、昭和二十八年度まで実施されておりました昔の地方財政平衡交付金制度の方が、制度としてよかつたと思つておる。この変更のときも私はさういふふうに考へておりましたが、現在も考へております。といひますのは地方団体のこの財政を幾ら調整すべきかといふことは、この種々雑多の事情によつて決定されるものであります。三つの国税収入のある一定の割合にするといふことは、便宜ではありますけれども、事実上どうしても適合しない。それで九年からこれを実施いたしまして、毎年この交付の割合を変更すべき法案が国会に出ております。これは建前としては容易に変えないといふことであるにもかかわらず、毎年この修正の必要があるといふことは、やはりこの制度に無理があることを事実によつて証明しておるのであります。だから私はこの交付税を昔の地方財政平衡交付金制度に変へる方がよいと思つております。そこで交付税の税率を、現在問題

になつております案は、二五％を二六％に引き上げようといふのであります。私はこの案に賛成であります。これは毎年変へなくてはならぬのですから、毎年変へるぐらひだつたらば平衡交付金の方が私はよいと思つております。この方がより合理的です。

それから二番の欠陥は、やはりいろいろございまして、多く言われておることは、基準財政需要と基準財政収入の差額を補給するといふことになつております。あるいは基準財政収入の方が基準財政需要よりも多い場合は、この交付税はもらえないで、その差額で自治的な仕事をせよといふことになつておるのであります。東京都や大阪府やその他の大都市のような財力の豊かな所ではさういふことができるのでございまして、貧困都市でかりに基準財政収入の方が多い所でありまして、それでいろいろ自治的な活動をしうといつても、絶対額自体が少いのでございまして無理があるのではないかと、こういふふうには考へております。

地方交付税はそれだけ。

今度地方税について申しますと、御案内の通り国税、地方税を通算いたしますと、その国民所得に対する割合は、昭和三十一年度は一九％、これは政府発表の数字、これが日華事変の前の昭和十年は一四％であります。これらの国民所得に対する割合から見ますと、国税地方税を通算いたしまして一・三六倍になつております。三割六分ふえております。ところが租税負担能力に対する割合、負担能力と私がここで申しますのは、私はたえず国会の公聴会や各委員会で申し上げておることとていいます。国民所得から食費を

とつて、これが最小生活費を現わすと仮定いたしました、それで国民所得から食費をもつて代表される最小生活費を除いた残り、これを負担能力と解し、まして、租税負担能力に対する割合をやはり同じその年度について計算をいたしますと、昭和三十一年度で三三・四％であり、十年は一九％であり、昭和三十一年度と比較すると、昭和十年に比べて一・八倍、すなわち八割だけ重くなつておるのであります。租税の国民所得に対する割合を考えると三割六分重くなつておられます。租税負担能力に対する割合から申しますと八割重くなつておるということになつておるのであります。われわれ一般論といたしまして、この現在の税金は確かに重いのでありますので、この国税地方税を通じて減税する必要があるということ、は、争うことのできない事実であります。それから地方団体におきましても常に減税し得るところは大いに減税をやつてもいいのですが、先にも私が申しましたように、国家の場合と地方団体の場合とは事情が違ひまして、国家の場合は大いに減税しようといつても、地方団体の場合は、税金が地方団体の歳入において占めておる地位がきつめて低いために、この減税要求は一方にあるのでございまして、もつとこの税金収入が地方団体の歳入において占めておる地位を高めるということが、どうしても必要になつてきておるのでございまして、ここにやはりこの地方税の改革のむすかし、また人民による人民側の抵抗といふものが出るのであります。

そこで個々の税金について私の意見だけを申し上げますと、まず住民税であります。すなわち所得割りの課税標準や、制限税率の引き上げであります。私はこれはやむを得ないと考えております。簡単に申しますと賛成であります。国家の場合と違つて、ある部分の人たちは国税地方税を通じて増税になります。大臣の提案理由の説明によりますと、千三百万円以上の人は増税になる。これはやむを得ません、これは金持ちだ。ただしそれはやはり全体的には減税になるのであります。しかしながらこの制度改正はかりにいいといたしまして、この富裕府県や富裕都市は、やはり実質的にうんと減税に努力すべきであることは、言うまでもないこととあります。

そこで、現在の住民税制度の欠陥として、私は上げなければならぬことは、次の事実だと思つております。それは、同じ府県における府県民税が、同じく同じ府県における同一種類の同じ種類の所得者、たとえば一年に五十万円、勤労生活者で、夫婦子供三人、二人でもどうでもよいが、同じ種類の同じ種類の所得者の府県民税が、同じ府県でありながら市町村ごとに違ひといふこと、これはどうしても理論的におかしいのであります。今度の改正によりまして、この市町村間の違ひは緩和され、五つの課税方式が行われて、しかも市町村でまとめて府県民税をとる限りは、どうしてもこういう現象は起るのであります。しかしながら、やはり理屈をいましては、府県民税はやはり府県がかけるべきである。そして同じ府県の市町村の間に差がでるということは、理屈として変だと思つております。

次は事業税、これを今度は軽減されるというのでありますが、これに私は賛成であります。ただ申し上げたいのは、事業税といふのは、事業税と地租と家屋税、この三つが寄つて収益税の体系が、従来日本にでき上つておりました。ところが地租と家屋税が固定資産税といふ形へ変りまして、事業税が収益税体系の解体後残つておりました。そのために日本の租税体系からいふと、どうもこの収益税といふのはすわりの悪い地位にあるのであります。そこで、もしこの事業家に減税をするならば、法人税や所得税の減税をせなうと、事業税の減税をやるのが望ましい。法人税や所得税について負担を軽くいたしますと、ほかの種類の所得との間に不均衡が起りますので、もし事業者の負担を軽減するならば、事業税の負担を軽減するのが一番いいと考えております。

そこで、現在事業税制度の一番の欠陥は、農業事業に対する非課税、これは臨時税制調査会の答申で、農業事業税をかけるようにという案がありましたが、私はこの案は賛成であります。これが今度の改正案に見送られたといふことは遺憾に思つております。それは農業者の負担がきつめて低い。そのために地方の住民税の所得割りを見ますと、非常に低くおつてあります。計数については時間の関係で省きます。そしてまたこの事業税についての今度の政府の改正案で反対したいことは、地方鉄道及び軌道事業の課税標準を、収入金額より所得に改めたといふこと、私はこれはむしろ逆行である、改悪であると考えております。私は、

事業税といふものは、各事業が地方団体から受ける利益に対する報償というの意味をも加味いたしまして、課税するのが望ましいと考えております。わが日本では御案内の通り、電気、ガス、保険事業や、今申しました地方鉄道や軌道事業におきましては、外形標準が行われておつて、これは例外になつておるのでございしますが、私はこの例外を原則にする方が望ましいと考えております。ところが今度は、またこれが地方鉄道や軌道事業の課税標準が所得に改められたといふことは、私は改悪じゃないかと考えております。しかし事業税を外形標準によつて課税すると申しまして、これは損をした場合も税金はかかるのでございしますので、税率は低率でなくちゃならぬ。

それから今度は遊興飲食税であります。あれについて、問題は芸者の花代三〇％が一五％に下つた。私はこれは学校の教員の空論のようかもしれませんが、何といつても典型的な奢侈税で、こういうこの典型的な奢侈税を三〇％から一五％に下げるといふことは、やはりいろいろ事務当局におかれては、その芸者と芸者以外、そういうものと類似のものとの間の均衡とか、いろいろなことを考えておられると思つて、けれども、その方は何とか御努力願つて、やはり下げないようになつていただきたい。もつと私ははつきりしたことを言つて、両方をそろえるなら、現在一五％かかつている人を上げる方がいいのじゃないかと考えております。三〇％の方に皆平等にさせるのだつたら、少し乱暴かわかりません。

今度は電気ガス税であります。また電気ガス税がかららないような産業や団体がふえるのであります。ところが御案内の通り租税の特別措置といふ負担均等上弊害があるといふので、国税がだいたい整理が行われたのでありますけれども、地方税では必ずしも十分な整理が行われておりません。むしろこれはふえるといふことであります。ふやすことについては理屈はあつて、ふやすけれども、しかしながらこれは一般の考え方と少し逆行するのではないかと考えております。

次は固定資産税の問題、大規模償却資産に対する特例として、府県でも固定資産税を課することになつておりますが、あのために制度が非常に複雑になつておりました。私は前から主張しているのでございしますが、固定資産税は、本税は府県がかけて、市町村で付加税を取るようにする方がよいのじゃないかと考えております。こうすることによりまして、制度がきつめて簡素化されます。それからまたこの評価の統一ということが行われますので、私はこの府県税を本税として、市町村税を付加税とするのがいいと考えております。もちろん本税と付加税と比べまして、付加税の方の税率を本税よりも重くしなければならぬといふようないろいろな事情がございしますが、制度といたしましては、固定資産税は国税から府県税に移す方がよいと考えております。

それから入湯税でございますが、これについてはあまり私は言うこともないのではありませんが、近ごろの地方財政の動向をみますと、目的税が非常にふえる傾向があるのです。現在府県には御案内の通り、軽油引取税、水利地益

税、共同施設税、国民健康保険税、これにまた入湯税が新たに加わる分でありますが、私は、目的税というものにももちろん意味はございますけれども、これは会計統一原則に反するのであります。ちょうど一般会計に対して特別会計があまり多くなるといふことが、国庫統一原則に反するのと同じように、目的税がふえるといふことは、会計統一原則に反するのであります。目的税をふやすといふことは、増税をするのには便利なんです、取った金はひも付でこりうふに使うのだからといふので、便利でございますけれども、しかしながら会計統一原則に反するのでございます。ちょうど特別会計がふえるのと同じこと。それで私はやはり目的税はむしろ減らしていただきたいのであって、ふやすことは反対であります。これをもって私の意見開陳を終ります。

○委員長(本多市郎君) ただいまの御意見に對しまして、質疑がございまして御発言願います。参考人の方は、最後まで聴取が終つての質疑の機会に困難かもしれませんが、ありましたらどうぞ。大へん長く待つていただくことになりますから、簡単な質疑ならば、一人々々終了してお歸り願つた方がいいかと思います。……それじゃ質疑ありませんから、井藤参考人、まことにありがとうございます。

次に地方財政審議会委員荻田保君にお願いいたします。

○参考人(荻田保君) 両法案につきまして、私の考えました点をお述べ申し上げます。

地方税法及び交付税法につきまして、いろいろ改正がございしますが、

個々の問題につきましては私は大体受当で、特に意見がないのでございしますが、時間がありましてその点はあとでつけ加えることといたしまして、それよりもむしろ根本の問題でありまして、同法案を通じての地方財政との関係、これが私は最大の問題だと思ひますので、この点につきまして申し上げたいと思ひます。と申しますのは、地方税も交付税もいづれも地方団体の歳入でありまして、結局こりうふものがあるといふことは、つまり地方団体が行政をやつてゆく上において金が要する。その金の財源をこの二つによつて与えるといふことになりますから、いづれにいたしましてもこの地方税法、交付税法がよいか悪いか、つまり改正がよいか悪いかわつたことは、この地方団体に財源を付与することが十分できてゐるかできてゐないかということが大きな問題だと思ひます。従ひまして、そういう意味におきまして総合的にお話を申し上げたいと思ひます。

まず、そういう意味で少し法案を離れますけれども、一体最近の地方財政の状況をどう見るかという私の考えから申してみたいと思ひます。この点につきましては、三十一年度におきまして政府及び国会のいろいろの御努力によりまして、かなり改善がされてきたと思ひますが、まだ三十一年度に行われまして改正におきましては、多少残された問題があつて、これを三十二年度において解決しなければならぬ、こりうふ状態にあるのだと私は考へておる次第でございします。そこで、その問題点がどこにあるかといふこととございしますが、時間がありませんので、きわめて大筋の点だけ申し上げますれば、私は二つあつたと考へております。一つは、いろいろの制度において地方団体に對して与えられたこの財源が、そもそ十分であつたかどうか、これを裏返して御説明申し上げますれば、結局地方財政計画によつて認められておるところの地方財政の規模、これが一体現在地方団体に課せられておるところの行政をやつていくのに十分なワクであるかどうか、この点が非常な問題だと思ひます。なおもう一べん言葉をかえて申し上げますれば、現在の与えられておるところの地方財源つまり地方財政計画の総ワクによつて、果して地方の行政水準といふものが維持できるのか、この点が私は最大の問題だと思ひます。それからもう一つは、これは先ほど井藤先生も御指摘になりました地方債の問題だと思ひます。地方債の問題といたしましては、さらにこれを二つに分けますれば、一つはこの地方財政の歳入構成におきまして、地方債をかなり見ておりますが、これが果して正しいものであるか、この点であります。これは結論を申しますれば、私はまだ一般財源つまり税なり交付税、これをもつて措置しなければならぬものが、それが不足するがゆゑにやむを得ず地方債におつつけられてゐる、こりうふ部分があるように私は考へるのであります。もう一つの問題は、起債の償還費の問題であります。大体今一般会計におきまして五千八百億くらい公債があると考へます。その償還費が八百億近いもの、しかもこれがこ数年間は年々百五十億くらいものが増加していくといふ傾向にあります。この償還費に對

してどうするかという問題でございします。これは結局過去に起した地方債の償還をいたすのでありますから、過去に起した地方債といふものが正しければ何らこれは考慮する必要はない、つまり起債といふものは申すまでもなく借金でありますから、起すときにその償還のことまで考へておかなければならぬ、従つて、その趣旨によつて今までの起債の政策が運用されておるならば、何らこれは問題にするわけではありませんが、遺憾ながら過去におきましてはそうでなかつたのです。つまり国、地方を通じての財源の關係等から見て、現在国、地方を通じてやる行政についての税源、結局税だが、税が確保できない、そこで税が不足する、その不足額をやむを得ず公債に求めたのだ、しかもその公債に求めるために、国の方は一文も出さずに全部地方団体に押しつけておつた、この地方債は御承知のように決して地方団体が好きこんで勝手にやつてゐるものではないのであります。全部総ワクといひましては政府の作ります地方財政計画の中に入つております。個々の地方団体に對します許可も、これすべて全部政府の一件々許可を受けておるのでありますから、これは決して地方団体自体で勝手にやつたのではなく、これは国の責任が半分以上であると申して過言でないと思ひます。このやうな政策によつて行われました起債が、積み積つてきて、今五千八百億あります。この五千八百億の中、起債本来の趣旨から見て妥当なもの、これはもちろんあります。しかしその中の大きな部分、この部分を正確に私は今計算することはできませんけれども、かなり大きな部分が、先ほどから申しておりますやうな、一般財源が足りないからやむを得ず地方債に頼らしてつた、こりうふ額があると思ひます。従つて、この償還が始まりますれば、この償還については、これは地方の責任だといふことでほりつぱなしにすることはできない、やはりこれは政府が責任を負わなければならぬ問題だと思ひます。これは何も法律には書いてないと思ひますけれども、政治的、常識的に見て当然のことだと思ひます。

で、私は、今申しますように二つの問題、これに對して三十二年度どう処置するかといふ問題になつてくると思ひます。ところが幸ひにしまして、地方歳入におきまして非常に自然増収が多いのであります。経済界の好況によりまして、税及び国税の増によりまして、この交付税の増加、これによりましてかなりの額と思ひますが、私の計算では、大体税で、これはもちろん税法の平年度化分が入つておりますが、七百二十億、交付税で三百八十億、合計千億億くらいの自然増収がある、これだけの自然増収がありましてこれが確保できると、先ほど申しました地方財政のワクの問題及び地方債処理の問題等がおのずから解決がつく、こりうふ考へてもよいと思ひます。ところが、ところがここに一つは国税におきまして大幅な減税が行われ、その影響が地方財政に及んできたのであります。これは御承知のやうにこまかい問題は別にしまして、大きな筋としまして、一つはこの所得税の減税によりまして住民税が減ることとあります。これはもつとも三十二年

度の問題ではございませんで、三十三年度以降になりまするが、大体平年度で二百二十八億という数字を見ておられます。それからもう一つは交付税、この基礎にありまする三國税の減税によりまして大体二百二十億、結局合計いたしますれば四百五十億くらいのもので、制度をこのままにしておけば、それが減つてしまふ。そうなりますると、残されておる地方財政の問題を解決するの、せつかく期待しておりましたところの自然増収が半ば近くも取られてしまふ、こうなりますれば、これは何とか他に別の手を打たなければならぬ。従いまして問題としましては、まずこの国税の減税に伴いますところの地方財政へのはね返りを食いとめるということが第一、それが食いとめられなければ、ほかのかわりの方法を打たなければならぬ、これによつてようやく地方財政は健全なベールに戻るのではないかと、こう考えます。

そこで、その対策の問題でありまするが、一つはまず税の方から申しまして、住民税につきましては、結局これは国税については国庫財政の状況によりまして減税可能な面、そのような状態が、当然に地方財政にくるとは考えられない、地方財政は地方財政独自によつて減税財源ありやなしやということとを判断しなければならぬ、ところが今の制度がそのままでありますると、今申しましたように自動的に住民税が減ることになっております。ここに一つ制度的な問題がありまするが、その点は別にしまして、そのような制度になつてゐる以上は、やはりこれは住民税が国税の減税によつても減収し

ないように、適當な措置をしなければならぬのであります。ところが御承知のようにこれをいたしますと、かつて増税になつてくるといふような人が出てきます。あるいはまた地方税につきましても、今の国民負担の状況から見まして、先ほど井藤先生もおつしやいましたように、これをなるべく減税する、しかもそれは直接税において、ことに所得税系統のものにおいて減税することが望ましい、従いましてこれは必ずしも全部割り返して元通り取れるといふふうにするに於いては問題がありまするが、具体的にはこの法案に組まれておりますような程度が最も適當ではないかと思ひます。しかしそのかわり、そこにかんがりの減収が、大体平年度におきまして百億をこえるくらいは減収をきたす、この改正案によりましてもなるのであります。

そこで、そういうものをひつくるめまして、地方税全体を考えなければならぬのでありまするが、その場合に、やはりこの住民税と並びまして、直接税でありまする事業税につきまして、小額所得者に対する軽減が行われましたが、私はこれも適當だと思ひます。従いまして住民税なり事業税なりによりまして、そのような減税を行いますと、どうしてもその穴埋めが要る。その穴埋めを何に持つてくるかといふこととでありまして、これも先ほど井藤先生のおつしやいました意見と私同じであります。今ですら地方におきましてはつまり地方税の財源が足りないのであります。そのパーセンテージが非常に低いのであります。従つてこの穴埋めをするのに他の歳入をもつてするといふことは、なるべく私は避けるべきであつて、税の減収はちろん税でもつてふやして埋める。あるいは埋めるところか、もしできれば他のいわゆる依存財源を税財源に振りかえるといふ、こういう方法すら考へていいのでありましようが、遺憾ながら今度の改正案ではできていないといふ点があると思ひるのであります。

それから次に交付税に対する考え方でありまして。これは今申ししますように、この国税の減税をそのまゝにしておきますと、大体二百二十億からの減収になる。従いましてこれは交付税本来の趣旨からいたしますれば、私は国税の制度の改正によつて生まれてきたところの減収額は、これはかぶらないうように機械的に率を割り返してはね返す。もちろんほかの財源によつて、先ほど申しましたように、これを税に振りかえて補てんするといふことももちろんけつてでありまするが、そのほかのことは別にいたしまして、交付税だけを考えれば、これは割り返してやるといふことは、これは当然のことだと思ひます。私は過去におきまして地方財政の關係に従事しておつたとき、もとの配付税制度、これが昭和十五年から昭和二十四年まであつたと思ひますが、これが常にそういう氣持でもつて運営されてきた。配付税が交付税になつておきますから、その点に差はありましようけれども、この考え方は私は同じじやないかと思ひます。なおこの点につきまして、現行制度から申ししますればそういう結論になりまするが、私はこの制度根本につきましても、これもやはり私は井藤先生のおつしやいましたと同じように、今のこの状況のもとにおきまして交

付税の率をきめれば、それだけが地方団体の歳入なのだから、あとは勝手にしろ、いわゆるあてがひ扶持といふような言葉を使われておつたと思ひますが、そういう考え方には私は反対なのであります。このように国及び地方の行政及び財政關係が非常に錯綜しており、しかも、それが毎年度非常に激変するやうな、安定しない情勢のもとにあるときにおいて、この交付税の率をいふべきに於いて、この交付税の率をいふ考え方には私はむしろ反対で、むしろ私はもとの地方財政平衡交付金の方がよかつたと思つております。思つておりますけれども、現行制度はそうではなくて、交付税の制度になつておるのでありますから、これはその制度本来の趣旨によりまして、私は割り返して申ししまするが、必ず確保できるやうにしなければならぬと思ひます。ところがそのためには二八・〇五でありましか、そういうパーセントにしなければならぬにかかわらず、わずかに一%ふやして二六%になつております。これによりましてやはり百五十億程度の地方財源というものが奪われておるのであります。こゝろからいへば最も好ましくないといふ感じがするのであります。そこで、その二つのこの減収といふものが補てんされなかつた、十分に補てんされなかつたといふことが、先ほど冒頭に申しましたこの地方財政の総ワタの問題及び公債費の問題に重大な關係があると思ひるのであります。

で、次にもう一つは、地方債の問題に対する考え方でありまして。これについては先ほど申しましたように二つの問題がある。一つは、この地方債の発行額は正でありまするが、この点は今の一般財源の増加によりまして、地方債の発行額がある程度減らされております。もちろん借りかへ債みたいな不

きであつて、税の減収はちろん税でもつてふやして埋める。あるいは埋めるところか、もしできれば他のいわゆる依存財源を税財源に振りかえるといふ、こういう方法すら考へていいのでありましようが、遺憾ながら今度の改正案ではできていないといふ点があると思ひるのであります。

それから次に交付税に対する考え方でありまして。これは今申ししますように、この国税の減税をそのまゝにしておきますと、大体二百二十億からの減収になる。従いましてこれは交付税本来の趣旨からいたしますれば、私は国税の制度の改正によつて生まれてきたところの減収額は、これはかぶらないうように機械的に率を割り返してはね返す。もちろんほかの財源によつて、先ほど申しましたように、これを税に振りかえて補てんするといふことももちろんけつてでありまするが、そのほかのことは別にいたしまして、交付税だけを考えれば、これは割り返してやるといふことは、これは当然のことだと思ひます。私は過去におきまして地方財政の關係に従事しておつたとき、もとの配付税制度、これが昭和十五年から昭和二十四年まであつたと思ひますが、これが常にそういう氣持でもつて運営されてきた。配付税が交付税になつておきますから、その点に差はありましようけれども、この考え方は私は同じじやないかと思ひます。なおこの点につきまして、現行制度から申ししますればそういう結論になりまするが、私はこの制度根本につきましても、これもやはり私は井藤先生のおつしやいましたと同じように、今のこの状況のもとにおきまして交

付税の率をきめれば、それだけが地方団体の歳入なのだから、あとは勝手にしろ、いわゆるあてがひ扶持といふような言葉を使われておつたと思ひますが、そういう考え方には私は反対なのであります。このように国及び地方の行政及び財政關係が非常に錯綜しており、しかも、それが毎年度非常に激変するやうな、安定しない情勢のもとにあるときにおいて、この交付税の率をいふべきに於いて、この交付税の率をいふ考え方には私はむしろ反対で、むしろ私はもとの地方財政平衡交付金の方がよかつたと思つております。思つておりますけれども、現行制度はそうではなくて、交付税の制度になつておるのでありますから、これはその制度本来の趣旨によりまして、私は割り返して申ししまするが、必ず確保できるやうにしなければならぬと思ひます。ところがそのためには二八・〇五でありましか、そういうパーセントにしなければならぬにかかわらず、わずかに一%ふやして二六%になつております。これによりましてやはり百五十億程度の地方財源というものが奪われておるのであります。こゝろからいへば最も好ましくないといふ感じがするのであります。そこで、その二つのこの減収といふものが補てんされなかつた、十分に補てんされなかつたといふことが、先ほど冒頭に申しましたこの地方財政の総ワタの問題及び公債費の問題に重大な關係があると思ひるのであります。

で、次にもう一つは、地方債の問題に対する考え方でありまして。これについては先ほど申しましたように二つの問題がある。一つは、この地方債の発行額は正でありまするが、この点は今の一般財源の増加によりまして、地方債の発行額がある程度減らされております。もちろん借りかへ債みたいな不

きであつて、税の減収はちろん税でもつてふやして埋める。あるいは埋めるところか、もしできれば他のいわゆる依存財源を税財源に振りかえるといふ、こういう方法すら考へていいのでありましようが、遺憾ながら今度の改正案ではできていないといふ点があると思ひるのであります。

健全なものではなくなっている、しかも一般事業についても變つておりますが、まあこの程度でいいかどうかは多少問題であります、この点改善されたことは私は認めなければならぬと思ひます。

第二の問題、公債費処理の問題でございます。この点がきつめてあいまいになつてゐるのは、私も今度の改正で一番遺憾だと思ひます。この点につきましては、三十一年度本年度におきます交付税の自然増加を、当然本年度で使わなければならぬものを、わざわざ来年度に繰り延ばして、そしてそれをもつて来年度の公債費の増加に充てようというこれはきつめて便宜的な手段が講ぜられております。これでは私は適當でない、この公債費処理の問題について、私は二つ考え方があると思ひます。一つは、先ほど来申し上げましたように、このように公債費がふえますことは、過去における政府のこの地方債政策というものが誤まつておつた、従つてこの部分につきましては、むしろこれは国の責任を完全に果すという意味において、簡單明瞭に申しますれば、これはもう総額国庫に肩がわりするというのが私は一番いいと思ひますが、そこまではなくとも、元利補給というような措置、この特別の措置、こういう方法でやることがまあこれははつきりする、今後は、先ほど申し上げましたように、地方債の発行額の是正によりまして、こういうふうな地方債は発行されなないと思ひますから、問題は過去において起された問題だけでありますから、これは全然別ワクにして、特別の措置をする、これも一つだと思ひます。もう一つ

は、これはやはり地方財政のワクの中において解決していくという考え方でありまして、そうなつて参りますと、交付税の率を一度きめたらそれはもう動かさない、その中において公債費も処理していくんだ、こういうまあ考え方ではいけないのでありまして、これはあくまで毎年度いわゆる地方財政計画を作つて、プラスの金として考へていかなければならぬと思ひます。そういたしますと、先ほど来申し上げておりますように、毎年百五十億ぐらいずつ数年間ふえますから、従つてふえたものだけはほかの自然増収がそれを償つて余りあれば別問題であります、そうでない限りは、それだけは通常の経費に食ひ込んでいく、その経費を食つて、つまり簡単に申しますれば、行政水準を低下することによつて、過去の起債を償還するという結果になるのでありますから、交付税のワク内において操作するのでありますれば、この率について相当弾力性を持たして、毎年度の地方債の問題を、償還額を考慮に入れていかなければいけないと思ひます、今度の改正案に盛り込んである趣旨は、おそらく後者の考え方のようでありまして、しかしながら、その措置は先ほど申し上げましたように、その財源としては当然地方団体が三十一年度において確保してゐるところの金を、わざわざ来年度に回して使うとか、あるいは来年限りだと、三十三年度以降はどうなるかというところはわからぬと、こういうことでは、地方団体としてもよりどころがありませんが、と申しますのは、多少つけ足して申しますれば、たとえば、先般非常に地方財政再建団体というものができまして、

非常に窮乏な財政でやつておられますが、その最も困つておられますのは公債償還費であります。従つて、これに對して、三十三年度はこれでやつて措置ができたとしても、三十三年度以降どうなるかというところがわかりません、おそろく地方財政再建計画といふものは、ほとんど書いただけのことでありまして、実行の見通しといふものはないだらうと、こゝろ思ひます。従つて、この問題は、この際根本的にどちらで処理するのかというところを明瞭にしてやらねばならぬ限りは、地方団体のことに赤字団体の再建整備といふことはできないと思ひます。

以下、地方税法、交付税法について少し個々の問題を申し上げたいと思ひましたけれども、時間がございませんで、結論だけにとどめました。

○委員長(本多市郎君) ただいまの御意見に對して御質疑がございましたら御発言願ひます。なお、井藤参事人はまだおいででございますから、御西氏に對して御質問になつてよいと思ひます。

○成瀬補治君 井藤さんによつてお伺ひしたいと思ひます。

地方の自治の主体は、市町村に置くのか、あるいは県に置くのか、いろいろ意見があると思ひます、また、地方自治でいくのをいねがいたいそのときに、地方の独立財源が非常に少いといふこと、しかも非常にアンバランスだといふ点を指摘されたわけですが、それではその対策としてどうするんだといふので、一つ交付税法のワクを広げる、しかしそれよりも平衡交付金の方がなおよかつたんじゃないかという御意見だつたようであります、一体先

生たちがお考へになりますと、市町村の規模を大きくしたいんじやないか、あるいは府県がもう少しふにアンバランスだつたら、もう少し府県の統廃合等も考へたいんじやないかといふところに発展していくかと思ひますが、そういう問題について、根本的なお考へと申しますか、なるほど非常に矛盾して悪いものだといふことは、私たちがよくわかるわけですが、対策を個々に立てていくということになると、なかなかいろいろな障害にぶつかつて、どういふふうにお考へになるか、伺ひたいと思ひます。

○参事人(井藤半弥君) これは実は大問題でございまして、市町村をどうするか、それから府県制度をどうするか、実はこれにつきまして、今から二、三年前の第二回地方制度調査会の総会で意見を申し上げたことがございします。それから、私自身が書きましてのものもございします。きつめて簡単に申しますと、私は、やはり地方自治といふものは強化すべきだ、その場合に、市町村が基本的な地方自治団体でなければならぬという考え方、それはとつております。そういう意味で、いろいろ摩擦もありましたけれども、市町村の統合が行われたという根本方針は、私は賛成です。そこで問題は、府県がどうなるか、私は、府県はやはり統合すべきものだと思ひます。

その場合に、統合するといひまして、財政事情が中心になりますと、東京と鹿児島を統合すればいいというよりなことになります、そんなことは実現できません、それで統合の場合にどういふふうに統合したらよい

かというところは、これは非常にむずかしい問題でございまして、これは私も地方制度調査会で大へん苦労いたしました。ほんとうは正直なところを申しますと、案は立てにくいのであります。しかしながら、現在のままではいけません。市町村が基本的な自治団体としてだんだん大きくなつて参りました、それからまた府県の仕事は、一部はやはり市町村におろす必要があると思ひます。そういういたしますと、府県の性格をどうしてもそのままにしておくわけにはいかないので、やはりある程度の統合は必要だと。そこで府県といひましては、よくいわれておること

でありますけれども、総合行政に関するもの、補完行政に関するもの、それから連絡行政に関するものはやる。それでは、府県を現在の自治体にしておくのがいいのか、国家の優先機関にしておくのがいいのかという問題でございしますが、私の私見では、やはり自治体にしておく方がいいと思ひます。しかしながら、従来の府県とは多少違ひます。従つて、自治体が主となりまして、やはり首長の選挙とか何とかいう問題であります、やはり私は選挙またはこれに準ずる制度をとる方がいいと、こういうふうにお考へております。これはきつめて簡単に、私の考へてゐることを十分に言ひ尽すことはできませんが、結論だけ申し上げておきます。

○成瀬補治君 そこでもう一点、目的税は会計統一原則に反するからこれに反対だ、片一方では、何といひますか、納税に協力してもらふために、私も勉強でよくよくわかりませんが、外国等におきましては、この費

用のうちの何パーセントは何に使い、何パーセントは何に使うというように、何が、徴税令書と申しますか、納税通知書に書いてあるというように、納税をした場合に、非常に協力を得られるというところを言っておられるのです、それで、今申しましたような格好で、これは目的税ではございませんけれども、そういふような格好で、非常に、何と申しますか、徴税に対して協力を得る方法としては、なかなかいいこともあると思うのです。そこで、そういうような場合に、何か協力を求める方法として、住民税は何と何だ、これはどうだということになると、なかなか煩瑣だと思えますけれども、そういう納税に協力というか、納税義務と申しますか、あるいは納税の気風を国民に養っていくという場合には、私は目的税というものはいいんじゃないかというふうな考えられるのです。ですから、そういうふうなことに、目的税は全部いかぬというふうにお考えなのか、その辺どんなふうにお考えですか。

○参考人(井藤半弥君) 私は、目的税全廃論ではございません。目的税がだんだんと増加する傾向がよくない、一つや二つはあってもいいと思うのであります。それからもう一つ、住民の協力を得るといふ点からいいますと、これは非常にいい点からいいます。ひもがついておられますので、協力を得やすいのであります。それだけに乱用される危険がある。それから、住民の納

税意欲を高めるにはどうしたらいいかという問題でございますが、これは、私は結局学校の教員らしい意見を言いますので、はなはだ恐縮でございますけれども、地方行政がきわめて良心的に行われるということが根本的な話で、出した金を変な方に使われるというところであるならば、協力を得られません。地方行政は、良心的に理事者がこれを行なうということ。それからもう一つは、地方財政について、住民によく徹底せしめること。私はある市に住んでおりますが、市報なんかによく出ております。だいたいわかりやすく説明しておりますが、そうならば、国民の自治意識が高まれば、目的税でなくともいけるんじゃないか。私が目的税がいかにいいというのは、お金の国でございまして、目的税をいくら設けてもいかに多いものでありますけれども、わずかなものを多くの行政事務に配分するので、すから、どうしても無理がある。目的税ですと、余ったときにはよろしいが、足りないときがあるので、やはり貧乏世帯の場合には目的税は原則として困るのじゃないかと考えているわけでありまして。

○委員長(本多市郎君) 次に、都道府県代表として茨城県知事友末洋治君にお願いいたします。

○参考人(友末洋治君) 今回政府が国会に提出した地方交付税法及び地方税法の一部を改正する法律案並びにこれに関連する事項について、意見を申し上げます。

昭和三十一年度における中央、地方を通ずる財政問題に關しましては、全国知事会としては、明年度こそ特に地方財政における未解決の諸問題を解決

し、進んでその健全化の基礎を確立することにより、最低の地方行政の水準を確保し、民生の安定向上をはかる絶好の機会であると考え、強くこれが実現を要請して参つたことは、御承知の通りであります。

すなわち、明年度においては、経済界の好況に伴い、国税においては約一千九百億圓、地方税においては約七百億圓、合せまして約二千六百億圓の自然増収が予想され、この異常な全体の自然増収は、国と地方及び国民とにそれぞれ実情に応じて公正に配分されるべきものであり、しかも地方財政が国の健全財政と国民の正常経済からひとりと取り残され、きわめて不均衡な現状に置かれておる等の点にかんがみると、まず、これを地方財政の健全正常化に優先的に振り向け、しかる後、その残余のものをもつて中央及び地方を通ずる減税と積極施策とを適正に調整あんばいすることが当然の筋道であると考へたからであります。

しかるに、中央におきましては、かかる正当なものと先の順序を顧みることなく、地方財政の健全化をあと回しにして、国税の自然増収のみをもととして、いわゆる一千億圓減税、一千億圓積極政策を決定せられ、ために地方財政は、主としてたしなめて地方の自然増収と、減税後における国税三税の伸びに伴う地方交付税のね返り等、何ら合理的な基礎のない限られた財源でその収支のつじつまを無理やり合せなければならぬ事態に立ち至つたばかりでなく、これに加えて、国税減税のあおりを受けて、地方税について、も実質上減税の措置を講ぜざるを得ない方向に追い込まれたことは、否定することのできない事実であります。

従つて、右の事情が根本的な原因となりまして、明年度の地方財政には、その内容においてもまた制度の改正等におきまして、幾多重要な欠陥を包蔵しており、地方制度調査会の答申の趣旨にもはなはだしく反する結果となつておるものと考えられます。

以下、各項目について、その問題点とこれに關する意見を申し上げたいと思ひます。

一、交付税の繰上率二六％は、二八％に改めらるべきである。

二、既発行の地方債にかかる特別措置に關する取扱いは、いづれの面よりいたしましても不合理、不徹底きまりないものであり、これが是正のための措置といたしましては、当然にその立法化の措置を講じて、方法内容等を徹底明確化すべきであると考へます。

地方交付税の税率を二八％にすべきであるとする理由の第一は、地方交付税法制定当時の諸事情からいたしますれば、法の趣旨は、税法改正に基く国税の増減に伴う地方交付税の増減額は、その率の変更により、機械的に増減すべきであると解釈いたしましたことが至当であり、またそれが地方交付税制度本来の建前であると考えらるからであります。

地方交付税の税率を、政府案の二六％よりさらに二％引き上げるべきであるといはします理由の第二は、自民党及び政府自身が、さきに、明年

度の予算編成方針におきまして公約されました地方の行政水準を確保するためには、これがぜひとも必要な措置であり、その実現を見ない限り地方行政の安定正常化を期し得ないことはきわめて明らかであるからであります。

御承知の通り、最近まで悪化の一途をたどつて参りました地方財政は、中央におきまして諸制度の改革措置と地方団体自体におきまして自主的な懸命な努力によりまして、昭和三十一年度に至り、ようやくその危機を乗り越えて、再建の曙光を見出しつつあるのであります。地方行政の実情を検討いたしますと、赤字団体、黒字団体を問わず、人件費、物件費等の消費的経費を極度に切り詰めて、必要最小限度の処置すらできない実情にありまします。建設的な公共事業費等の投資的経費につきましても、最低の水準を割つて、辛うじて収支のつじつまを合せているにすぎないものが多いためです。すなわち、地方財政の収支は、実質的には行政水準の切り下げによつて保持されていると申しても過言ではないのであります。この水準が正常化されない限り、地方財政の健全化の基礎が確立されたとは、とうてい言い得ないものであります。

この点、先般国会に提出されました地方財政計画について見ましても、明らかに算入不足と認められます重要な経費だけでも、最小限度約四百五十億圓の多額に上るのであります。地方財政運営の基準となるべき国の計画自体が、最低の水準を下回り、その財政健全化の確保にはとて遠い事態となつておることは、まことに遺憾とするところであります。

ちなみに、この間の事情を茨城県におきますところの明年度予算の内容から御説明申し上げますと、明年度の本県分の基準財政需要額の伸びは、本改正法案によりまする新単位費用を基礎とし、これに本年度の補正係数を適用して推計いたしますと、六億二千万円程度となるのに対して、実需要額におきましては、引き続き相当の思い切った節約を行ないながらこれを編成いたしまして、給与費及び公債費等の配置しがたい支出のみにおきまして、約六億円の需要の増となり、これに地方債のワクの縮小に伴う一般公共事業の負担増、国庫補助金の増に伴う地方負担の増、及び道路、橋梁等に関する最小限度の維持費の増等を加えますと、実際の財政需要額は最低約十億円に達し、標準税率の二割相当額を加算いたしまして、過小算定は約三億四千万円の巨額に達するものであります。しかもならず、もし、水準以下の経費につき、これを地方財政計画ないし国の例によりまする基準まで引き上げるものといたしますならば、さらに約六億円の財源不足と相なるのであります。

しこうして、県の行財政の現状から、右の水準の引き上げをさしあたつて火急を要しまする最小限度のもののみにとどめるといたしますと、約三億四千万円を要することとなり、前述の三億四千万円と合せまして約六億四千万円に相当する行政水準の切り下げを避け得ない実情にあるのであります。

本県に對しまする交付税配分の実績から推計いたしますに、その一％相当額は約一億五千万円でありましか

ら、貧弱な本県財政を安定正常化いたしますためには、交付税の税率はさらに最低四・三％余の引上げを要するものと相なるのであります。

よつて、地方交付税の税率につきましては、これを二八％とすることが、理論的にも實際的にも当然の措置であり、不合理、不当に引き下げられておりまする政府案二六％はぜひ今国会におきまして修正すべきであると考えるのであります。

次に、既発行にかかりまする地方債の不合理を是正し、地方財政に對しまする公債費の重圧を緩和する措置として、本年度に交付すべき交付税の一部を留保し、これを明年度に繰り越して公債費の財源の一部に充てさせようとする特例法案につきましては、その方法におきまして地方の既得の財源を中央のみの一方的都合により流用してこれに充てしめ、しかもその補てんの保障を明らかにしないことはきわめて不合理であるばかりでなく、地方交付税に繰り入れてこれを行く結果、本来元利補給の方法によるべき公債費対策が、他の一般財源の補てん措置と何ら選ぶところがなく、また、その措置の範囲、程度においてなお不十分なものがありますので、政府案に對してはきわめて遺憾の意を表せざるを得ないのであります。

が不可能であると認められる団体に対しては、さらに元金の一部または全額を補給する等、われわれがかねてより要請して参りました公債費の合理化に關する内容によりまして、本国会において立法化の措置を講ぜらるべきであると考えます。

なお、将来発行する地方債については、さきに政府はその償還年限を平均三年延伸し、その利率を従来の六分五厘から六分三厘に引き下げることに決定を見たのであります。利率については地方制度調査会の答申にありましく、最小限六分程度に引き下げることにとし、特に国の直轄事業に對する地方負担金として地方団体が起す交付公債については、本来国の全額負担とすべきものにかえて起すものであることにかんがみ、国と地方の負担区分は正せられるまでの間は、当然無利子とすることが至当と考えます。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案につきましては、道路、橋梁の現状が産業経済の発展にはなほだし、い障害を与えている状況にかんがみ、軽油引取税の税率引き上げとあわせ、その実現を強く期待いたしますものであります。もし万一これが予定通り実現されないとときは、道路の荒廃はますます深刻化して参ることが予想されるばかりでなく、一面、地方財政計画におきましては、直ちに収入欠陥——すでに衆議院の修正によりまするといふと、約半年度四億四千万円になるかと思ひのであります。さらに現在論議されておりまする入場税の引き下げでござい

まするが、これが実現いたしますと、なお四億四千万円——八億四千万円程度の歳入欠陥といふものがすでに予想されてお

るのであります。これらにつきましては、はつきりしたそのかわり財源といふものがありまじい以上、私どもといひました修正減額について絶対に反対せざるを得ないのでございます。

従来の経験からいたしまするといふと、法案が修正され、地方の歳入欠陥といふものはそのまま見捨てられて参り、これが原因となつて、地方財政といふものが非常に窮乏した事情にかんがみますれば、ぜひさうなやり方は本年度で打ち切つていただきまして、修正の場合におきましては、それによつて生ずるところの穴は、必ず税でつめて埋めるという基本原則を確立願

いのであります。

最後に、地方税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、改正案の趣旨は、国税の減税に伴い、地方税についても、その一部につき減税の措置を講ずるとともに、税負担の不均衡または不合理を是正することにあると考えられます。もとより現行地方税の中には、ある程度の不均衡が存することは事実であり、これが是正はたば消費税等の自主財源をもつて補填の措置が講ぜられるにおきましては、税務行政の合理的な運営を確保し、その執行を適正化する上からやむを得ないことかと考えるのであります。

しかしながら、地方財政における貧弱な自主財源の現状から考えれば、この際、積極的に減税してまでも、さらにそれを弱体化せしめる根拠は何ら見つからないばかりでなく、不均衡は正に

よる実質的減税をも含めて地方の税収減に對する補填の道すら講ずることを避け、地方財政における歳入構成の改

悪を招来せしめんとする今回の改正案は、その趣旨において一貫性があり、その内容において、地方財政の健全化に役立つものとはとうてい考えられないのであります。

次に、おもな税目ごとに、改正法案の問題点を申し述べたいと存じます。

その一は、国税の減税に伴う住民税の減収については、その約半額を税率等の調整によつて補填するにとどまり、残余の平年度百十七億円については何らの措置がとられておらないことは不当と考えますので、これについてはたば消費税の税率引き上げ等によつて完全に補てんすることを明確にすべきであると存じます。

その二は、事業税中個人事業税につきましては、低額所得者にあつては、所得の大部分が勤勞によつて得ているものであること及び個人と法人との租税負担の均衡をはかる必要があることなどから見て、税率を引き下げようとする今回の措置は、まず適當ではなからうかと考えられるのであります。しかしながら、法人に對し、国税法人税において百万円以下の所得に對する税率を三五％に引き上げる上、さらに事業税においても五十万円以下の所得に對する税率を八％に、五十万円をこ

え百万円までの所得に對する税率を一〇％に、それぞれ引き下げますことは、個人企業の税負担を軽減して、法人との均衡をはからうとするせつ々くの趣旨が貫かれないことともなりますので、法人事業税の税率引き下げにつきましては、多大の疑問を持たざるを得ないのであります。

その三に、遊興飲食税につきましては、財源の貧弱な県に相當の減収を来

は、財源の貧弱な県に相當の減収を来

たすこととなり、積極的な賛意は表したものであります。これにより負担の合理化及び制度の簡素化がはかられ、徴税上の効果が期待できるものと思いたします。やむを得ない措置であると考えられます。

また、旅館及び飲食店における税率を一律に一〇%とすることにつきましては、一部に異論もあるようではありますが、大幅な免税点の新設または引き上げが前提でありますから、免税点を超えるものに対し、一律に一〇%の税率を適用することもまたやむを得ないものと考えます。

もしその税率を、一律に五%、または現行法通り五%ないし一〇%とする場合においては、さらに相当の減収を来とし、特に貧弱県の旅館及び飲食店におけるこの税は皆無にひとしい結果となり、財政的にたえられないばかりでなく、他の業態における遊興飲食税の負担との均衡からしても適当でないと考えます。

なお、現行の公給徴収証制度は、徴収の面においても、また明朗公正な納税秩序の確立の上にも、相当の効果を上げていますと認められますので、今後これを存続していくことが適当であると考えます。

その四に、大規模の償却資産に対する固定資産税の問題であります。市町村の課税限度額を引き上げることが、府県分として課税し得る範囲がますます狭められ、財政調整のために設けられたこの制度の意味は、実質的に失われる結果ともなり、特に大規模の償却資産の乏しい貧弱県においては、全く課税すべき部分がなくなることとなるので、これについては、よほど慎重を期すべきであると存じます。

以上をもつて、各法案に関する意見の開陳を終ります。

○委員長(本多市郎君) ありがとうございます。御質疑がございましたらお願いいたします。なお秋田参考人もまだおいででございますから、この際、御両所に対して御質問になつてけつこうだと思ひます。

○小柳牧衛君 友末さんにちよつとお伺ひしたいのですが、地方行政水準を高めるとかあるいは水準に達するとか始終いわれることであります。その水準というものは何かというところは、当委員会にもしばしば質問応答のあつたことでございますが、あまりはつきりした概念を得られないのですが、これは、しかしむしろ見方によつては、はつきりわからぬところに一つの妙味があるんだという考え方もあるようであります。ただいまも行政水準の向上、あるいはこれに達するといふようなこともしばしば繰り返されたのであります。いろいろ議論もありましようけれども、大体、今地方行政の衝に當つておる方々が、どういふ考えでこの行政水準といふものを見ておられますか。それを、もしお聞きすることができれば幸ひだと思ひます。

○参考人(友末洋治君) お手元に差し上げてございます資料四に、これは参考として出しておるのでございます。消費的経費の最低水準、投資的経費の最低水準といふものを実は考えておるのでございます。消費的経費につきましては、この財政計画の基準財政需要として算定がこまかく出ております。たとえて申しますと、宿直、日直の手当は、一般及び教職員につきましては三百六十円、警察につきましては二百八十円とはつきり出ております。これは国もそうでございますが、財政計画におきましてもやはり六%といふふりが出ております。なお教員の身分、旅費でございますが、これは小中学校四千円、高等学校六千三百円とはつきり出ており、また高等学校の需要費、これは生徒一人当り五百一円といふふりに出ておるのであります。これらを基準といたしまして、それぞれ各県予算を組むのであります。その水準にはとうてい達し得られないのであります。本県の事情から申しましてもそうでございます。それから砂利道の道路維持修繕費でございますが、これは明年度から消費的経費と投資的経費の中間経費に入れられておりますが、一平方メートル当たり砂利三センチといふうな基準になつております。単独事業につきましても、事業全体の五・二%を見ていくといふふりに、ちゃんと出ておるのでございます。これで府県といたしましては予算を組むのでございまして、その水準ではとうてい組み得ないのでございます。本県の事例から申しますと、財政計画通りの水準であります。十三億ばかり要するのであります。どうしても組めないで、組んだ金は約六億九千万円、その間に六億以上のものがまだ足りないといふことになつておるのであります。で、これを財政計画通りの水準にしないで、せめてこのくらいにはしてやりたいといふので考えてみました。十億程度はどうしても要するといふうな実情でございます。地方としては、まず財政計画で算定されておる基準に從つて一応の最低水準といふことで、一応進めてみておるわけでございます。

○小柳牧衛君 そうすると、一つの役所内における各部局の平均、あるいはまた国と地方との比較と、こういうふうなことであると思われませんが、給与等についてはそういう点最もはつきりわかるのですが、公共事業につきましても、これはよほどむづかしい問題ではないかと思ふのですが、あるいは全国的な水準とか、要するに平均でいくと、こういうお考えでしようか。

○参考人(友末洋治君) 道路の維持修繕費等につきましては、建設省の方面で、最小限度のこのくらい砂利を入れないうと維持できないといふうな見解を持つておられます。それを基準として、やはり自治庁といたしましては算定して、その半分ぐらいをとりあえず見ていくといふふりに、それをさらに引き下げた水準になりますので、この財政計画そのままで見ておられるのが、むしろ最低水準を割つておるといふくらいに私は私どもは考えているのでございます。

なお、単独事業等につきましては、従来からの実績をもとにいたしました。公共事業に對します各地方の単独事業は、最小限度五%程度というものが適當であらう、これはおそろしく戦前におきますところの公共事業と単独事業の比率といふものも参考になつておると思ふのであります。大体従来の実績から見ても、まずまずこの程度自給自足として押えておられるのじゃないかと、かように考えます。

○委員長(本多市郎君) この際、私も秋田参考人にお尋ねしたいと思ひますが、さいごの公述の中に、交付税率の改訂の問題、公債政策について御意見の御開陳がありました。まず第一の交付税率の引き上げの問題について、三・〇五ですか、国の減税に伴う減収見積額、この減収見積額は、地方団体の得べきものであつたのだから、それを正確に逆算した率を引き上げるべきだといふ御意見だつたと思ひますが、やはり交付税率の改訂をやるとすれば、現在想像し得べき国、地方の財政状況といふものを総合的に判断して税率は改正すべきものであつて、三・〇五は、當然得べきものを失ふその額から逆算した一つの目標ではあるけれども、そのみによつて交付税率引き上げの根拠とすべきではないといふふうにお考えになるかといふことが一点、もう一つは、公債費対策について、全く同様の点が多かつたのでありますけれども、しかし、その地方の持つておる公債の中には、それぞれ性格の違ふものがありまして、中には秋田参考人の言われた通り、全く国の責任に属するもので、肩がわりしていいものも含まれておるものと思ひます。公債全額を肩がわりすべきだとは、なかなか割り切つて考えることができないように思ひます。こういう点につきましても、公債費対策は、全額国で肩がわりするか、その元利補給を国でやるべきものかといふことについては、少しく私は疑ひを持つておるのであります。この公債を地方が保有するについては、全く自主的な責任と、また

その地方団体の利益のために消費したものがあつたわけでございますから、そういうふうなものを考えますと、そつくり肩がわりするとか、そつくり利子補給するとかは行き過ぎのようない感じがいたしますが、この辺について、お立場もあることでしようけれども、一つ御意見を重ねて伺ひたいです。

○参考人(荻田保君) 委員長のお尋ねでございますが、第一の交付税率の割り返しの問題でございますが、これは先ほど私が申し上げましたように、私は実は交付税率をそのまま据え置くと、まあ一つこれによつて地方のこの税源をもとめてしまつて、それきりだといふような考えに、早々反対していただつてございまして、それきりで今までいふ、今さらなつておりますから、その制度の前提のもとに意見を申し上げたわけでありまして、その場合、おっしゃいますように、この交付税率の率だけで何もかも処理すると、これは考えないでございまして、これは交付税法の中にありますように、結局この結論的に申し上げますれば、財政計画を立てて、毎年その収支が不足する場合に、地方の行政及び財政の制度について変革を行ふか、あるいはこの交付税率の率の改訂をして、財政の収支が合うようにしなければならぬという法律がある、私はこの趣旨でございまして、

そこでも問題は先ほど来申し上げております地方財政規模そのものが、現在の三十二年度の財政計画のワケではとても足りない、これをふやさなければならぬといふ状況にあります。そこでどれだけのふやすかといふ問題になつてきまして、その点から割り出して、国税の減税に伴います交付税の減額分も、その中の計算で全部相対的に考えなければならぬと思ひます。ただ非常に問題に簡単にして申しましたので、委員長の申しやうな感じは、一応はかの方法によつてこれを補つて減つたものを補てんするといふだけじゃなくて、先ほど申しましたような合理的な財政計画の認められるところの、新しい三十二年度の財政の総ワケといふものがあらゆる歳入によつて確保できると、それが私は根本だと思ひまして、ひとりこの交付税だけによつて、ひたひたと思ひます。しかし先ほど来申し上げておりますように、交付税といふものをきめた以上は、一応この目安として交付税率といふものは大事な数字でございまして、従ひましてこれが他の国庫財政に存するところの理由によつて、直ちにあらわされてしまふといふ、こつこつとあるては私にはならない。従つて一応この割りかえしの二八・〇五でございまして、この率に私は換算して考へるべきで、その上でさらにたとえば地方財政のワケが大き過ぎればそれは割つてもよいのでございまして、一応はそれしなればならない。たとえば簡単な例を申し上げます。こつこの国税の改正で、所得税を自然増収で減税するといふことだつたからそれでよろしいと思ひますが、かりにこのように自然増収がなく、直接税を減らして間接税をふやすといふやうなかつて改正が行われたとします。そうすると交付税の対象になつてゐる税をはずして、その

対象外の国税をふやす、そういうことが考えられる。その場合にも地方団体はそれだけ減らされたままか、国税の方はちゃんとそのかわりは交付税の基礎にならぬ税でふやした、こつこつと合が考えられるのでありますから、こつこつとときには必ずそれは割りかえて、一応、と申しますか、第一の目標をそこにおき、それから先は全体的に考へて私はいふと思ひます。そういう趣旨で申し上げたのでございまして、それから第二の公債費の問題でございまして、これも十分言葉が足りなかつたかもしれせん。私が先ほど申しましたように、現在地方財政である五千八百億のワケの中でこれは全部とは申さない、これはどれだけの計算はむづかしいのでございまして、つまり一般財源が足りないから地方債によつての額が相当額含まれてゐる。それで今度の特別措置によつて取り上げられた対象がございまして、あれはまあ今度の法律の原案として、それが国庫の責任を負ふべきもの、こつこつと趣旨でございまして、私は実はあの点につきましては、これはこまかくなりますが、実は必ずしもあつて、差をつけるという考へ方は私はあまり賛成できない。もつとつまり地方債の許可の場合の問題になりますけれども、個々の団体の財政の状況と申しますか、将来の償還費、あるいはそのときの一般財源とか、こつこつとにらみ合せて相対的にきまるものであつて、ああいうふうに種類ごとに何々費の公債は全部国庫だ、こつこつと考へ方は私は少しおかしいので、今後も起債許可の合理化をする場

合にはあれだけでは割り切れないと思ひます。従ひまして今お尋ねになりましてこの五千八百億からの起債全部が、国庫で当然負ふべきものとは私は考へておりません。

○占部秀男君 友末さんにお伺ひいたしたいのですが、今度の地方財政計画によると、税の伸びが六百二十億といふ非常に伸びになつてゐる。現行制度そのままで行くと七百十億近い伸びであるといふように地方財政計画では出てゐるのですが、たしか昨年は決算は私忘れたのですが、地方財政計画では四百億ぐらいの伸びじゃなかつたかと思ふのですが、昨年度の三十二年度のやつですな、地方財政計画はそれに比べると三〇%もふえた計画になつてゐるわけなんです。で、これはまあ地方財政計画上の問題ですから、各県の予算面そのまゝといふわけにはいかぬわけですが、茨城県の場合は明年度の地方税の伸びといふものはどのぐらいのパーセンテージに見られてゐるか。

それからさらに全国的に知事会とかでそういう点について調べられたものでもあつたら教えていただきたいと思ひます。

○参考人(友末洋治君) あとの御質問の、全国的に今調べておるかといふ問題でございまして、これは今のところまだ調査いたしていません。茨城県で申しますと、大体三十二年度と三十二年度の税の自然増収といふものを一八%ばかり見ております。これは大体自治庁で見られてゐる率の平均でございまして、三〇%じゃなく大体一八%ちよつとこえておつたかと思ひますが、その程度に自治庁も抑えておる

わけでありまして、これが果して適正であるかどうかといふ問題に突はなるわけでございますが、まず、まあ三十二年下半期が現在通り続いていくといふことであるならば、まあいいところじゃないかといふふうに実は、直感です、直感をいたしてありますが、茨城県で果して一八%ふたのがいいかどうかといふ突き詰めた御質問であります。なかなかむづかしい問題でございまして、まあ自治庁がみておられる平均水準といふものは、何があつても一つみなければつじつまが合いませんのでみたといふふうに申し上げてよろしいかと、かように考へております。

○委員長(本多市郎君) 次に市町村代表の足利市長、木村浅七君にお伺ひいたします。

○参考人(木村浅七君) 私は、御指示を受けました地方税の改正の問題と地方交付税の一部改正案について、意見を少し述べさせていただきますと思ひますが、そして地方の財政の状況につきましては、すでに前述べのそれぞれの諸先生から述べられております。特に友末知事さんから地方財政の現状については、あるお話があつたのであります。そういうふうに地方の財政が非常に窮乏をしておりますので、累年地方税の改正については市町村といたしましては重大関心をもちておるのでございまして、ことに本年は大幅な国税の、所得税の減税に伴う問題、すなわち地方交付税の問題、さらに住民税の問題といふような大きな問題がございまして、市町村が期待しております財政の欠陥の補てんをぜひ適正にされなければならぬ、とい

り要望をいたしておるのでござい

す。そこで私は市町村を代表いたしまして、その二点について申し上げますが、まず第一点の地方税法の一部改正案につきまして、時間の関係もございするもので具体的に各それぞれの改正案につきまして申し上げたいと思ひます。が、地方税の改正につきましては六つばかり要点を申し上げたいと思ひます。すなわち住民税の改正につきましては、この大幅な減税をいたしますから、これが補てんの策としてたばこ消費税を充てていただきたいというこ、第二といたしまして電気ガス税の非課税の範囲を拡大するということはどうも逆行ではないか、かように考へておる点と、それ次に第三といたしましては、内航船舶に対する固定資産税の減税の問題ですが、すなわち特別トシ税の問題でございします。これらも相当に地方の財政にも影響する問題でございします。これらも据え置きとしていただきたいということ。ついで第四点といたしまして、地方の道路譲与税を市町村にもこれを還元するような方策を講じていただきたいということ。次に第五点といたしまして、今年から基地に対する交付金を、固定資産税に見合ふものとして交付されるようになつておるのでございしますが、これらの扱い方につきましては、補助金の法案が提案されるやに何つておるのでございしますが、これらも特別の法律の規定によつてこれを交付できるようにさせていただきたい。以上その要点の項目だけを申し上げたのであります。が、それに少しくつけ加へさせていた

地方税の改正中、一番大きな地方としての主要財源であります。住民税の改正が行われるのであります。すなわち課税方式が五つございしますが、第一の所得税に対する課税方式についても三十三年から税率を引き上げる、三十四年の平年度においては百分の二十八といふようなことになつておりますが、第二、第三課税方式にいたしまして、これらの課税額に見合ふ一つの率を作つて住民税を賦課するといふような改正の趣旨でございしますが、実は市町村といたしましては、従来とも五つの課税方式を、それぞれの市町村の特定の事情に即応をいたしまして、選定をいたしておるのでございしますが、ここに第一課税方式に準じて第二、第三も課税すべきであるといふ拘束的な考へ方といふものに對しましては、市町村といひましたし、むしろ地方の自主性を失ふものであるといふことを考へておるのであります。これらの課税方式につきましては地方の実情に應じまして、一定の制限率を設けていただくことはけつこうではあります。が、それぞれの所得の段階においての課税の率を法定化するといふ問題につきましては、はなはだ迷惑千万である。といふことはこれによつて、こゝういふ方式を採用して市町村におきましては、大きな財政欠陥を来たすのであります。で、むしろ従来の方の方がよろしいといふことを考へておるのであります。しかして第二、第三の課税方式に對する課税の標準率をきめた場合におきましては、現行法によりますより四十九億円からの住民税の収入減といふことを来たすのでございまして、こゝういふ欠陥については、政府にお

ては考へておらないといふことは、地方財政に非常に大きな圧迫を与えるものだと思へるのであります。先ほど来論議をされました行政水準の問題から申しまして、建設的な事業がせれないのみならず、最低の行政水準を維持するといふことも、非常に困難な事態に陥るであらう、といふことを心配しておるのであります。でありますので、これらの収入の欠陥に對しては、たばこの消費税をもつてこれが収入欠陥を補つていただきたいといふことであります。そこで四十九億の三十三年度減収といふことが、一つの地方財政計画からも出ておるのであります。が、われわれが調べたところによりますと、さらに四十九億よりも相当大幅に収入欠陥があるのではないか、といふことが考へられるのであります。で本日資料といたしまして、八百市ばかりの市に對する、改正案による住民税の減少の状況を概算いたしましたのであります。が、二十万以上の市が五、それ以下の市、八百市につきまして平均して千三百万円からの収入が減少するといふこととあります。でこゝういふことを考へますと、おそらく市においては約四十億、町村においては六十億、合計百億の住民税による収入減を生ずるのではないかと、いふことがおそれられておるのであります。もしもさうなことでありました場合に、おいては、もう致命的な地方財政の破滅といふことを申し上げてもあえて過言ではない。かように考へますので、これに對しましては、ただこの消費税の引き上げによつてこれを埋め合はしていただく、といふほか方法がないと考へるのであります。で第一課税方

式にいたしまして、三十三年度においては約七十九億、平年度三十四年以降におきましては百十六、七億円の住民税の収入欠陥を来たす、かような一応の計算の見通しになつておるのであります。これを措置するといふことでなければ、市町村としての主要財源でありますところの住民税といふものが、大幅な減収を来たすといふことを、御承知を願ひたいと考へるのであります。次いで電気ガス税の非課税の範囲の拡大の問題でございしますが、本案によりますと、特定の肥料製造用もしくは漁業関係の製氷、冷凍用の電気といふものに對しては、これを非課税にするといふことであります。が、これによりまして八億からの財政欠陥を来たすのであります。事は必ずしも巨額ではございせんが、それだけ地方財政を圧迫するといふことになるのであります。あるいはまたさうな措置といふものには、いろいろ産業政策上の議論のあるべき点とは考へるでございしますが、場合によりましては事業上の差別あるいは不当競争といふものをさへ惹起するおそれがないといふ言へない。かようなことを考へるのであります。これを非課税範囲を拡大するといふことは、現在の段階においては妥当でない。所得税におきましては特別措置に對しては、相当これを整理する、といふような段階に來てい

る時代におきまして、これに對しまして、非課税範囲の拡大といふことは、市町村としては賛成ができないのであります。次いで内港船舶に對する固定資産税の減税でございしますが、いわゆる特別トシ税の問題ですが、これにしましては市町村の約三億五千万円の収入減になるといふこととございします。で、これらは特定の市町村といたしましては相當に、金額は少いのであります。が、耐えがたい一つの問題であるのでございまして、これも据え置きとせられたいといふ強い要望をもつてお願いをするのであります。次いで地方道路譲与税の問題でございしますが、これは府県並びに五大市等は還元をされておるのでございしますが、市町村といたしましては主要道路の維持修繕といふ面におきましては、現在の交通事情から見まして多額な費用を要し、しかも財政がきつてゐる状態に在る現在におきまして、この施行を、市町村にも道路の譲与税の還元ができるような方途を、現在においては処置をすべきであらうといふことを考へるのであります。この点につきましてもかねて要望しておる次第でございしますが、この地方税の改正の機会に改正方を要望する次第でございします。それとも一つ、基地の交付金の問題をございしますが、これも五億円の予算を計上しておるのでございしますが、これらも市町村といたしましては、それだけ固定資産税といふものが期待できないといふ面があるのであります。るし、基地のためにいろいろ経費の増高の面もあつたので、これを三十二年度に限るといふことでなしに、三十三年度以降におきまして、特定の法律によつて基地の交付金が交付せられるといふような段階を通じて、地方の確実な財源となるような処置を講じていただきたい、こゝういふことと

以上が地方税の改正についての市町村としての主要なる要望点でございます。

次いで地方交付税の一部改正の問題について申し上げますが、これにつきましてはすでに三・五を機械的に引き上げべきであるという意見もすでに開陳をせられておるのでございまして、われわれも強くそういう点を要望しておるのであります。僅か二六というより一五の改正の財政の欠陥を生ぜしめるということであり、こういうことが先ほど申しました地方行政水準の維持を困難ならしめるということでございますので、この点についてはとどくしく申しませんが、市町村をいたしましてはこれは大きな期待をしているのでございす。この点については十分御検討を願つてさうに改正をせられることを強く要望をいたします。

そこで地方交付税の問題につきまして、さらに詳しく申し上げて要望いたしておきたいことは、地方交付税の算定の基準についてであります。こういうことは従来算定基準がいろいろございまして、地方交付税の算定に即さない算定基準であるというところ、道路の問題にいたしまして、教育の問題にいたしまして、特に投資的経費、現在の情勢に即応した地方の行政を執行していくという上から申しましては、相当大幅な単位費用の是正を願わなければならぬ、かように考えているのであります。

そういう点で特にまあ申し上げますことは、消防費等については、従来

の測定単位の数値というものがまことに不合理千万である。こういう面につきましては建物の面積という面におきまして、標準になるべき重なる要素でございまして、そういう面のこの算定の基準を充実強化していただきたい、かように考えております。

それとのおお町村合併を政府の機意によつて相行われているのでございすが、合併の市町村に対する地方交付税の交付と町村数に依りて、あるいは職員の数とか、あるいは消費的経費の面に重点をおかれておられるのでございすが、もう少し合併町村を育成するといふような意味合いにおきまして、建設的な事業という面の経費について、交付税の測定の方法を改正をしていただきたい。かように考えるのと、さらに地方交付税の従来の算定におきましては、市町村のたばこの消費税の賦入というものを過大に算定をしておられるのであります。これが実際のたばこの消費税と比較しても若干矛盾のある点が多いのでございまして、実際のたばこの消費税の賦入を精算をして、それによつて基準財政収入額に見合うといふことの方が公平であり、実際的である。かような立場からこの点も強く要望をいたしたいと考えております。

次いで地方交付税に関連をいたしまして、起債の償還費の問題でございす。この問題につきましてはこれも前者から、るる申し上げたのでございす。年々大幅な償還費が増加しておりますし、そういうことが赤字に

地方団体が転落する大きな理由であつたのであります。これにつきまして、三十二年度に限つては地方交付税によつて処置をされる、というふうなことも考えられておられるのでございすが、三十三年度以降におきましてもこれを特別の処置を講じて、むしろ単独法を作つていただきたい、こういう特定の起債の償還、あるいは特別措置の起債すなわち義務教育あるいは災害、失対事業、こういうような起債の償還に對しては、三十三年度以降におきましても、法定的な処置をしていただきたい。これによりまして地方財政をこれらの面から圧迫をせられるということとを救済をしていただきたい。こういうことを強く要望をする次第であります。

時間がございますので、それぞれに申し上げた次第でございすが、何とぞ現在の地方財政のあり方につきまして、より議員の各位におかれましては十分御承知のこととございす。この地方財政の改正を機会として、国税の減税に伴う処置について、地方財政に欠陥を生ずるようなことのないような方策、さらに財政を逐次改善のできるような方策を講じていただきたいといふことを申し上げます。地方団体の強い要望でございすので、町村会も私かわつて代表して要望いたした次第でございす。

○委員長(本多市郎君) 御質疑はございませんか。それでは午前はこれにて休憩いたします。参考人の各位にはまことにありがとうございます。午後一時三十分より再開いたします。午後零時四十二分休憩

午後二時二十分開会
○委員長(本多市郎君) これより委員会を再開いたします。
午前引き続き、地方税法の一部を改正する法律案について、お二人の参考人の方より御意見を伺います。
参考人の方より申し上げますが、本日は、御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。時間にはおりましたために、大へんお待ちいたしましたことをおわび申し上げます。これから、御意見の開陳を願うわけでございすが、最初に、大体十五分程度で御意見を述べさせていただきます。委員の質疑に對しては、簡単に御答弁をいたして、議事進行に御協力願いたいと存じますので、この点、お含みおき願つておきます。

それでは、まず軽油引取税関係について、日本トラック協会常務理事小野盛次君にお願いいたします。
○参考人(小野盛次君) 私は、日本トラック協会の小野盛次でございます。本日、非常に先生方お忙しいところ、私たちをお呼び出しを願ひまして、軽油引取税について、意見を聴取される機会を与えていただいたことを厚くお礼を申し上げます。時間の関係もございすので、簡単に、私たちの考え方を申し上げます。先生方の御参考に供したいと存じます。

政府は、三十二年度の予算編成に当りまして、揮発油税、地方道路税、軽油引取税と、大幅に引き上げて、道路整備費に充てることに御決定されました。揮発油税については、昨年の十一月の二十六日衆議院に提出され

たのであります。これらの揮発油税の増徴に關しまして、われわれは幾多の疑問があるものであります。軽油引取税とは密接の關係のある揮発油税を先に申し述べまして、次に軽油税に移りたいと思ひますので、はなはだ横道に入りますが、揮発油税についての御意見を聞き取りを願ひたいのです。

道路整備をするといふことは、現在の自動車運輸の面から見て、一日も早くしなければならぬことには異論がないのであります。これを揮発油税のみに依存する点において、相対に問題点があると思ひます。政府の原案を見ますと、現在の地方道路税を含む揮発油税のキロリッターあたり一万三千円を二万五千円にする、倍額に等しいような増税といふことに対しては、われわれ絶対反対をしたのであります。反対の理由としては、大蔵当局が出された数字といふのは、ほとんど見当に等しいやうなものであります。これは、時間の余裕がありまして、後刻詳しく申し上げますが、これによつて、われわれ衆議院において再三検討を願つた結果、一月の十四日になりました。一万二千円が八千円に下りました。さらに、一月の二十六日閣議決定によつて六千五百円に修正され、昨日自民党から出された案を拝見しますと、第一次修正が八千円、第二次が六千五百円、第三次が五千三百円、かよになつておるのであります。なぜこのやうなことになるのかと申しますと、大蔵当局のいろいろ御説明される根拠が非常に薄弱であつたといふことに尽きるのであります。

従つて、自治庁長官が国会において軽

日本の揮発油税その他の税率は、諸外国から見れば非常に低いから、上げても不当でないという一点と、第二点としてあげておるのは、道路整備によつて、この増税の揮発油税は受益として還元される。十五年たてば四倍ないし五倍になって返ってくるということとを、原主税局長は再三衆議院において申されております。この外国との税率の均衡という点においては、全くわれわれ意見を異にしておるのであります。国民生活の水準と申しますか、所得額においても、日本ははるかに低い。あるいは生活状況においても相異なつておる。これを、税率のみを均等にしようとするところに非常に無理があるんじゃないか。大蔵省で出された日本の財政」といふ本の中にも、明らかにこれをいっております。要約して申し上げますならば、かようなことをいっております。この本の六十二ページに、わが国のように、国民所得の低い国では、

八百五十一億の税収になったのであります。これが目下衆議院で御検討されております五千三百円の税率になりますというのと、一万円が三千八百円でありますから、これに換算いたしますと、ずつと数字が變つて参ります。いずれにしても、道路整備によつて受益が七円ないし十八円になるといふ大蔵御当局の説明であります。これを運輸省が、かりに十円上つた場合と十五円上つた場合において、ここに数字を掲げておるのであります。これらを見ましても明らかになるように、大蔵當局の出された数字といふものは、どうしても私たちはのめない。五カ年間の計画において完成される道路といふものは、一万二千二百九十一キロである。それで、この道路が完成すれば、受益として、この多額のものが還元されるというこゝの大蔵當局は御説明であります。私たちがさようにには考えないのであります。一万二千キロの道路がかりにできたとしても、全国道のほとんど三十分の一度で、A県、B県の道路ができて、それを四十六都道府県の人たちが、その道路上を走る直接の自動車において受益があるとしても、そうでないところにはこの均等の課税をされるということとは、税の公平を欠くではないか。また、七円ないし十八円の受益だということも、これも全くの机上論であつて、さような数字にはならないのであります。

大蔵省案を一応検討して、私たちの意見を第三で述べておりますが日本乗合自動車協會で、三十年から三十一年、一年間五万キロ、舗装道路と砂利道の比較試験をした結果が、キロ当り四円八十五銭の受益という数字が計上され

ておるのであります。舗装されれば相当の受益になるが、日本の全国道がこういうふうになるには、少くとも二十年なり二十五年あるいは三十年、建設省では三十年と言われておるのであります。一年や二年で、この道路がよくなるものではないので、大幅の増税によつて、これを受益者だということとは當を得ていない。委員長さんも御承知の通り、道路改修につきましては、私たち率直に言えば、この五カ年計画が完成するまでの間は、私たちは道路の被害者だと申し上げたいのであります。日本の道路改修方式と申しますか、工事方式というものは、実に原始的のようなやり方で、アメリカのような機械設備でなく、わずかにブルドーザー等を使いますが、土盛り、切り取りをやり、砂利を敷いて、十トンか十五トンのロード・ローラーが形式的に走つて、あとは自然のうちにさらすとか、その上を自動車を走らせて、一年くらいで地固めの済んだのちに舗装するというのが現実の姿であります。その間、片側の道路の工事のためには、一方交通もやらなければならぬ。また、全面的に土盛りができて、でこぼこ道を自動車が行つて、ロード・ローラーのかわりをしておるのが真実の状態であります。その間一年余りというのは、非常に車両のいたみ、タイヤのいたみ、燃料の消費量、こういうものも多くなつて、完全なる被害者であるということ、識者のよく承知されておるところであります。そういうことは全然触れずに、机上論で、道路がよくなるから大きな受益になるということで、数字を上げておられるのであります。これがまず第一の間違いである。

第 番目には、道路がよくなるから、お前たちそれだけの受益になるといつて掲げたのが、私の意見書の一番最後の参考資料の四でございます。大蔵省が言われておるのは、現在の道路上の自動車の速度は十五キロだ。それを改良すれば二十五キロになり、舗装すれば四十五キロになる。そしてそこへ受益率、燃料費だとか修繕費だとかか油脂費だとかタイヤ、チューブ費だとかを掲げて、これをぐらんになると、なるほど道路の受益というものはこんなに大きいものだというふうにお考えになられると思いますが、これはとんでもない誤まりで、現在の道路上の自動車の速度は、国道においては、四十キロぐらいの平均速度であります。二十五キロないし三十キロというのが普通の速度であります。都内のゴー・ストッブの多いところは、十五キロもありましようが、全くこれは、子供だまし数字で、低い数字の十五キロを基準にして、二十五キロ、四十五キロになる数字をこで出しておりますが、自転車ですら十五キロの速度であります。かようにして、数字をでっち上げて、受益が多くなるから、揮発油税を上げてても不当でないということを国会で御説明になっておりますが、これは、賢明な先生方をごまかす一つの証拠として、十分検討の余地があるものだとは私考えるのであります。かような数字の羅列によって、大きな税をかけていく一つの説明資料になってはおりますが、衆議院においては、御承知の通り、原案に対してはもう第三回の修正をされて、今なお、今日も非常にまされておるのは、なぜかと申しますと、大蔵省の数字が信用できないとい

うことに尽きるのであります。去る二十五日、大蔵、運輸、建設の合同委員会において、大蔵大臣、通産大臣、運輸大臣の三大臣の御答弁を拝聴いたしましたがい、いずれも、大蔵大臣のお説に対しては賛成できない。たとえば、揮発油税を今度上げるについての需要量の策定について、当初は三百六十万、それが政調会において三百九十万に修正されて、現在に至っておるのであります。その後交通部会において四百二十万、運輸省でも四百二十万、この三十万の食い違いがまだ未解決であります。常に寡小の数字を掲げて、そうして税率を高くして、そして、税収をはかりとういのが大蔵省のやり方で、これは、徴税のために手段を選ばない、かようなことは、昔、悪代官が農民を苦しめたということと同じことで、もう、自動車関係からもあるいは佐倉宗五郎のような者が出てくるのじゃないか、こういうので、悲壮な叫びをいたして、昨年来大会に次ぐ大会をやり、昨日五千人の自動車関係者が第一議員会館、第二、第三と集合いたしましたして、衆議院に押しかけたような状態で、全くわれわれの血の叫びであります。

かような点から見て、揮発油税を一応正しい税率に直して後に、軽油引取税に入ってくるのが妥当ではないか、かように考えておけるものであります。ことにアメリカの例を引かれ、あるいは欧州の例を引かれますが、欧州の例もさることながら、外国と日本と違う点は、アメリカの道路の発達史を見ますと、最初は寄付的の行為から道路が建設されて、自動車が進んでいく。また、アメリカの自動車の使用者とい

うものは、御承知の通り、オーナー
ドライブ、みずからハンドルを持って
運転する者が大部分で、乗用車につい
て見るならば、全体の二％が営業車で
あつて、そのほかは全部自家用車であ
る。数字を持っておりませんが、省略し
たしますが、トラックにおいても、営
業車が一・八％、あとは全部自家用で
あります。バスだけが、これはスクー
ル・バスが非常に多いために、四六％
が営業車、日本においては、乗用車の一
八％が営業車で、トラックの三七％九
が営業車、バスは九五％が営業車、こ
ういふふうに、自動車の使用状況が違
うというふうに、税の負担力というも
います。従つて、税の負担力というも
のは、アメリカあるいは欧州の人たち
は、みずからハンドルを持つというの
で、快適ドライブと身の安全という点
から、道路整備の金を自発的に出して
きた。こういうことに大きな違いがあ
るので、それを、税率のみを一緒にし
ようということは、これはとうていわ
れわれの承服できないところでありま
ず。ことに自動車が全部の受益者であ
るのかのごとく御説明されておるのであ
りますが、これも大きな誤りで、鮎川
道路調査会の調査によりますと、道路
から受ける自動車の利益というものは
三四・二％で、その他は大体国全体の利
益になるんだ、かように出されてお
ります。また、産業計画会議の松永安左
衛門さんが、昨年の十二月十五日道路
整備に関する勧告書を出されておしま
す。この赤い本は、衆参両院の先生方
に配布になっておりますが、この中に
も強く御説明をされておる。これは、
道路というものは、国の産業経済に密
接の関係があるんだから、揮発油税に
依存しないで、国みずから年々二千億

円の金を出せ、また、アメリカの調査団のワトキンスの報告にも、千八百億程度の金を国が出せ、かように言われているのであります。この松永安左衛門先生の御意見は非常に飛躍した意見を出せと言つても、これは容易ならぬ問題ではあります。少くとも道路と、一月九日、衆参両院の自民党の政調会において御決定になったのが、次の申し合せをいたしております。一月九日、揮発油税は半額程度引き上げるが、これと同額程度を一般財源より支出する、これを一月十一日に修正しております。揮発油に対する課税は若干引き上げるが、別途これと同額程度以上を一般財源より支出するものとする。かように修正して、軽油引取税については揮発油税に準じて税率をきめろと、かように政調会では結論が出ておるのであります。それを無視して、国がわずかに三十二年度において四十四億出すことになっておりますが、この四十四億に對しても、私たちは納得できない。といふのは、三十二年度増徴額が百二十八億であります。それに対して政府は、百二十九億のわれわれが承服できない補助金とか、あるいは特別の支出をいたしておるのであります。昨日も、衆議院の大蔵委員会において問題となつておるのでありますが、相当にこの問題は追及されると思ひますが、臨時就労に七十四億、失業対策に十五億、積雪寒冷地帯に十億、日本道路公団に三十億、合計百二十九億という

金が揮発油税から出るのであります。失業対策というのは、労働者の一般財源から出すべきもので、ニコソンの救済のために揮発油税を使うということには、われわれ承服できない。また、日本道路公団は、御承知のように、有料道路の建設である。この公団に三十億の金を出すということは、揮発油税の性格からいきましてもおかしいのではないか。理屈を申すならば、百二十八億の増徴をして、百二十九億の不当支出をするならば、増税する必要はないじゃないかという意見にもなるのであります。かようにして、揮発油税については、いろいろの角度から私たちは意見を持っておるが、不幸にして自民党は、五千三百円まで税率を下げて、本日あるいは明日あたりで押し切つて、これを衆議院に回付すると意気込んでおられるのであります。これが、大蔵委員会の問題であります。これに関連いたしまして、軽油引取税の問題が出てくるのであります。

先ほども申し上げますように、揮発油税の税率がきまつてから、軽油引取税を御審議願うのが妥当だと考えますが、国会の期日関係から、先になったかと思うのであります。軽油引取税について、まず第一にお願いしたいのは、昨年の付帯決議であります。衆議院の地方行政委員会においては昨年の四月六日、参議院の地方行政委員会においては四月二十三日に、付帯決議をされております。軽油引取税については、次の国会において税率の軽減その他の適切なる措置を講ずる。これに対して太田自治庁長官は、その趣旨に沿つて十分善処するということを公約されておるのであります。去る二十五

日の衆議院におきましても、池田大蔵大臣は、国会の決議を尊重するかしな
いかということをいろいろ委員から御
質問のときに、国会の決議は十分尊重
するということを御答弁になっておら
れるのであります。しかるに、この揮
発油税につきましても、昨年の十二月
三日衆議院の運輸委員会、十二月四日
参議院の運輸委員会と、与野党一致で
反対の決議をされたのを、これも無視
されておる。またここに、軽油引取税
についても、付帯決議があるにかかわ
らず、また増徴しようとしておること
について、私たちは非常に割り切れな
いものがあるのであります。

なぜかように私たちは反対するかと
申しますと、大きな角度から、第一に
申し上げたいのは、日本のディーゼル
自動車の発達あるいはこの産業的の立
場において、保護育成しなければなら
ぬ。石油の外貨を節約し、そして、経
済的に走る自動車の普及というもの
は、国内に毎年ふえて参ります。ま
た、輸出産業としても非常に優良であ
り、また、諸外国と比較しても、その
性能、価格においても劣らない、かよ
うな点からワトキンスも、日本の自動
車工業の中で、ディーゼル自動車は、
ドイツに負けないような優秀なものだ
と言っておるのであります。従つて、
年々の輸出がふえて、今年度は少くも
も四千万ドル以上の輸出も有望であ
ります。かようなときに、わずかばかり
の軽油税をかけて、そして国内の普及
をはげめば、その生産コストというも
のが高くなる。国内の消費を強めて、
その生産数量をふやして、価格を落し
ていく。いわゆるコストの軽減という
ことは、生産数量に準ずるのでありま

すか、ですから、経済企画庁がいろいろの燃料経済面から見ても、ディーゼルの自動車の普及を奨励しておる。また、運輸省も、これに対していろいろの角度から意見を出されておるのであります。運輸省の意見も、私の意見書の最後についておる——あとで御高覧を願えればけっこうですが、一面あわれわれトラック業者あるいはバス業者の立場から見しても、現在のディーゼル自動車と揮発油車との関係につきまして、欠点もあり、長所もあるのであります。できるだけ軽油車を使うという事になっておるのであります。欠点と申しますのは、価格が高い。たとえば、五トン級の自動車で、ガソリン車は東京渡しても百二十五万円、それに対して、ディーゼル車は百六十五万円、三〇％高いのであります。自動車の修繕費におきまして、大体倍額以上になっております。たとえて言うならば、三年経過したものについての修繕費、キロ当り、ガソリン車の三円七十銭に対して軽油車は六円八十九銭、これからいって、六八％高い。償却費において、キロ当り、ガソリン車の八円三十三銭に対し軽油車が十一円、三二％、こういう、諸経費は高いが、燃料費が非常に安いということに魅力があり、また、日本のような山間僻地が多い所では、坂道に対して非常に力がある。こういうような利点が多いため、ディーゼル自動車が普及されておるのであります。従つて、今後の自動車工業のあり方というものは、ガソリン車よりもディーゼル自動車の方が、国内の発達とともに、諸外国にもこれが普及されていくという点をまずお認め願いたいのであります。

かようにして、私たちは、ディール自動車の普及と、また、国の経済という両面から見て、何とか軽油の値上げを防いで、国内において、われわれの理想とするディーゼル自動車を生産されるように、この軽油自動車の今度上げられるということに内定した衆議院の決議を見ますというと、三千四百、二千四百円、こういうことになったというであります。昨年度におきまして、私たち、御臨席の奥野部長さんからもお話を承わったのでありますが、自治庁の昨年度のお考えは、三千円程度というふうに私たちは考えておつた。また、私自身が伺つた当時の政調会長水田さん、今の通産大臣であります。三千円程度で全面課税をしていますが、三千円というのを私にはつきり申さされたのが、それが一部の反対があつて、自動車用にはのみ課せられて、そうして税率が六千円にきまつたのであります。かような経緯もありますので、私たちは、この機会に全面課税に移して、そうして農林、水産の方には特別なりべつと方式でもおとりになつた方がいいのじやないかということで、われわれ業界は、軽油税の引き下げと同時に、全面課税でいくように要望しておるのであります。

時間の関係で、もう少し言わしていただきますが、それならば、どういうことをお前たちは考えるかという御質問があると思いますが、私たちは、現在の六千円の課税で、自治庁の御予算は十分充足できるというふうに考えておるのであります。自治庁の今度の予算が五十五億一千四百万円であり、この改正前は、三十七億二千万円と承知しておりますが、この揮発油税

に便乗させたと言つちやはないはなは失礼ですが、非常に大きな数字を掲げておりますが、運輸省が調べた数字によりますという、三十二年度の軽油の消費量が八十四万五千四百九十七キロリッター、これを価額に換算しますと、六千円で計算しまして、五十億七千万円、わずかに四億四千万円の差しかないのです。四億四千万円というのは、ほかの方法で、自動車以外の工業用の課税品で十分できる。従つて自治庁のお考えになる二千四百円の値上げの必要はないと、かように考えるので、この点につきましては、私が数字を持ち出したのではありません。運輸省から出された数字をそのまま引用して申し上げるのでありますから、それについての御疑問等もありません、適當な機会に、運輸省の自動車局の責任者をお呼びになつて、私が今申し上げました八十四万の消費量というものを再確認願つて、どうか自治庁の予算にも狂いのないように、そうして、われわれの増税もこの際お取りやめを願うように、特段の御配慮を願えればありがたいのでございます。

時間の關係で、以上をもちまして、私の公述を終わります。

○委員長(本多市郎君) ただいまの御意見に対して、御質疑がありましたら、この際発言願います……。

それでは、次に大衆飲食税關係として、全国館商組合連合会副会長篠原耕一郎君にお願いいたします。

○参考人(篠原耕一郎君) ただいま御指名になりました全国館商組合篠原耕一郎であります。今回お招きを受けまして、遊興飲食税に關し、われわれ業界の意見を開陳する機会をお与へ下さ

いましたことを、まずもつて厚く御礼を申し上げます。

私ども、全国大衆飲食税対策協議会といたしまして、昨年の暮、国会にお願いいたしました内容は、一、免稅点、現行二百円を三百円に引き上げていただくこと、二、チケット制、一品の免稅額を現行百円より二百円に引き上げていただくこと、三、稅率、千円以上を一割以下、三百円までを五分という、三つの目標を掲げましてお願いをいたして参りました。

ところで、このたびの政府案によりますと、免稅点現行二百円が、私ども請願と同様の三百円に引き上げを予定されておりました、私ども昨年来のお願いがようやく実現に近づいて参りましたことは、ほんとうに喜びにたえない次第であります。この上は、国会の諸先生方の深い御理解と御同情によりまして、一日も早く達成されますよう、ここにお願いを申し上げる次第でございます。

次に、チケット制の問題であります。が、請願と現行の中庸をとった百五十円を政府案としてお認め願いましたことは、やや不満足ではございますが、現段階としては、これまた御礼を申し上げます。

さて、目下問題の最も焦点となっております、業界の深い関心をおこす、稅率變更の件でございます。現行法は、普通飲食の場合、三百円より五百円までは五分となっておりますが、今回の改正案は、一躍して倍額の一割に引き上げようというのであります。この発表は、業界に重大なショックを与えた結果となりました、免稅点三百

円引き上げの喜びも、この一点に裏切られた感じが深いのであります。

では、なぜ私どもはこれに反対であるかと申し上げますと、この点に關しはばらくの間、私どもの見解を述べさせていただきます。

まず第一に、今国会は、国税において一千億という大幅な減税方針を打ち出されております。その現われとしまして、免税点の引き上げ、また花代税率の引き下げ、あるいは旅館の基礎税除の引き上げなどと、一連の軽減措置が行われるものと存じます。しかし、そのうち特に普通飲食の三百円より五百円の間だけを五分から一割の倍額に引き上げようというのは、減税方針に一貫性が欠けているのじゃないかという、言いかえれば、減税に対する逆行であり、矛盾ではないかと考えておる次第であります。

その間の税率だけを倍額増税するに、特別の理由がなければなりません。では、果してさような理論的な根拠があるかという疑問であります。三百円より五百円までの飲食は、主として簡素な冠婚葬祭用並びに歓送迎会、クラス会など、きわめて庶民的な各種会合に最も利用されやすいものであります。今日、今日の生活水準から見て、決して奢侈的な課税対象とは考えられません。と申しますよりも、国民生活の向上に歩調を合すならば、むしろ当然免税されてもしかるべきではないかとさえ考えるのであります。こういう低い普通飲食が、千金万金を投ずる遊興と同率の課税であつて、しかも、逆に増税となるがごときは、低額消費者になおさら過重負担をしているという印象を受けるのであります。芸妓の花代との

比較において、花代は三割より一割五分と半減されましたが、大衆飲食は、逆に五分より一割と倍増されております。これでは、低い普通飲食より、高級面、遊興面を擁護すると申しますか、優遇するといえますか、いずれにいたしましても、国民に与える印象は暗く、大衆負担軽減の本旨にもとるものでありまして、その影響の及ぼすところはなほだ寒心にあたらないのであります。これにつきましては、すでに各新聞その他報道関係方面もまた、一せいにその非を鳴らして、痛撃しておつたようであります。世論も一致して、これに痛烈な批判を加えておることは、諸先生もすでに御承知のことと思ふのであります。

第四に申し上げますのは、政府案のねらいの一つに、税率の簡素化がうたわれておりましたが、一割課税に一本化する模様であります。それは、原則的に反対は申し上げません。ただし、簡素化のしむ寄せが、花代や高級飲食を案通して、実質的な消費、すなわち三百円より五百円の線に現れたといふことは、はなはだ不合理であり、見方によれば、花代課税半減の犠牲がここに集中されたとも考えられるのであります。

自治庁の御説明を伺いますと、二百円より三百円に免税点引上げをする、減収は二十億円、三百円より五百円に一割課税をする、その増収が八億円、その間の差引は十二億円となっておりますが、それだけが減収、すなわち大幅な減税に変わりはないというお話でありました。もちろん、総合的な数字の上では、さうなことはなると思ひますが、それにいたしまして

も、三百円から五百円の間が増税であるという事実には一向変わりはないとせん。私どもは、どこまでも消費者の立場を代弁するわけでありまして、総合的な数字の上の議論は、徴税技術上の問題であつて、消費者自体は、おそらく増税に対する弁明としては、納税ししかねるものがあると存じます。徴税の技術といたしましては、このようにはなはだしいでござらない公平妥当な方針をお立て願ひなければ、お客様から納税していただくわけには参りませぬ。

以上の点を要約いたしますと、この技術操作の点から見、また、矛盾を是正する上からも、三百円から五百円の間は、現行通り五分に据え置きをお願いする次第であります。これが最も自然かつ妥当な措置であらうと存する次第であります。

右に掲げました五点が大きな反対理由であります。次に、この間に対する公給領収証の点に論及したいと存じます。

第一に、公給領収証は、決して好ましい制度ではありませんが、私ども大衆業者としては、ない方がはるかに気楽でございます。けれども、一方、税収確保の上から、どうしてもこれが必要であり、公領なしには免税点の引上げが不可能であるといひます。ならば、その発行もまたやむを得ないという見解に立つております。なぜならば、公領を廃止しますと、税収の裏づけが危うくなりますので、勢ひ推定課税が復活するおそれが多分にございまして、推定課税は、結局割当課税となりまして、税当局の一方的な見方を強制される結果となります。このため

に、業者対税当局との間に、毎月トラブルを起して、争ひ続けていかなければなりません。さうな過去の苦い経験から、再びそれを繰り返したくないのであります。

第二には、公領の実施であります。公領の実施は、消費者から安心して納税していただけるという利点があるわけでありまして、公領実施以前は、この税に關し、世間一般が無関心でありましたために、業者として、顧客の了解を得るのにいろいろ困難がございました。その結果、消費者から税が徴収困難になりました。やむを得ず出血納税をしなければならぬという、むしろ不利な立場に追い込まれておつたわけでありまして、言いかえしますならば、公領実施は、私どもを出血納税から解放してくれた制度であるとも見られるのであります。

これを要するに、公領は、本来好ましいものではないが、これにかわるべき良策がない限り、ないよりはましである。ただし、公領の裏づけによつて、免税点は時代の進展に應じた額に引上げていただくことに尽きるわけでありまして、三百円以上五百円までを五分に引上げ、五百円以上一応大衆の飲食に關しまして、三百円以上五百円までを一割の税率が適用された場合、一般の消費者に納税してもらえないことではあります。現在、二百円以上五分でありまして、この程度の飲食に飲食税がかかるのかというようにな、消費者からいろいろと問ひたされまして、現在苦しんでいるようなわけでありまして、加えて五分が一割に上りました場合には、なおさら徴収困難になることは予想されるのであります。

最後に、結論を申し上げますと、最初に申し述べました諸願が実現困難な場合は、現行税率の据え置き、すなわち、税率三百円以上五百円までを五分、五百円以上を一割という線をもつて御採択を賜ひますならば、幸いと存する次第であります。

○委員長(本多市郎君) 御質疑がございましたら、この際お願いいたします。それでは、参考人の御氏にはまことにありがとうございます。

○委員長(本多市郎君) 次に、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、第二十国会に政府案として衆議院に提出され、今国会まで衆議院において継続審査を行い、修正の上、去る三月二十六日に本院に送付され、当委員会に付託されたものであります。これより本案について、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(加藤精三君) ただいま議題に供されました市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

市町村職員共済組合法は、市町村職員に對しても、国家公務員及び都道府県の職員なみの共済給付を保障することを目的として一昨々年制定されたものであります。今回、健康保険法及び国家公務員共済組合法の改正が行われるに伴ひまして、これに照應して必要な改正を行い、その他組合運営の実際情にかんがみ、若干の改正を行ふ必要があると認めましたので、本法律案を提案した次第でございます。

次に、本法律案の内容の概略を申し上げます。

第一は、健康保険法の改正に伴う改正でありまして、療養の給付について、健康保険の例にならひまして、組合員にその費用の一部を負担させるものとす。組合は、自分の間、これにより生じた余給財源の範囲内で、一部負担金の払戻しその他の措置で規約で定めるものを行ふことができることとし、その他必要な改正を行ふこととしております。

第二は、国家公務員共済組合法の改正に伴ひ、必要な改正を行ふとするものであります。その主なものをあげますと、その一は、退職一時金を受けた者が再び組合員となり、再退職した場合において、組合員であつた前後の期間を合算すれば年金を受けることができる年数に達することとなること、恩給法におけると同様に、期間の合算を行ひ、年金を支給しようとするものであります。その二は、退職年金を受ける権利を有する者の再就職による年金の改定額は、従前の年金額に再就職期間にかかる部分についての加算を行つた額を下回らないものとしようとするものであります。その三は、廃疾一時金を受けた者の廃疾の程度が退職の時から五年以内に増進し、廃疾年金を受けることができる程度となつたときは、廃疾年金を支給しようとするものであります。その四は、船員保険の被保険者である組合員に對しては、原則として共済組合法による給付を行い、本人が選択した場合にのみ、船員保険法による給付を行ふようにしようとするものであります。

第三は、その他組合運営の実際にかんがみ、必要な改正を行ふとするものであります。その一は、組合の規約

の変更のうちで軽易な事項については、自治庁長官の認可を要しないものとし、その二は、組合が福祉事業を行うに当っては、町村職員恩給組合と共同して行う等市町村職員の福祉を増進するための事業が総合的に行われるように努めなければならないものとし、その三は、組合を組織している市町村とその他の市町村とが合併した場合における組合と健康保険組合との関係の調整に関する規定を整備しようとするものであり、その四は、組合を組織しない市町村が経費を負担している団体から受ける長期給付に相当する給付についても、組合から受ける給付と同様に、非課税の措置を行おうとするものであります。

○委員長(本多市郎君) 本案に対する質疑は、後日に譲ることとしたします。

○委員長(本多市郎君) 次に、公営企業金融公庫法案を議題に供します。

本案につきましては、すでに質疑の段階に入っておりますので、これより質疑を行います。質疑のおありの方は、順次御発言を願います。——ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(本多市郎君) 速記再開。

○成瀬輔治君 公営企業のことについて債券発行の計画であるとか、利率であるとか、償還であるとか、これに付随したいろいろなことがあると思います。それらのことについて、一つ概略承わりたいと思います。

○政府委員(小林興三君) あとから資料を差し上げますけれども、大体今の公庫の本年度の計画は、出資金五億

のうちの四億と、それから債券が七十億、これは別途予算の審議と一緒に議決を願うことにしておいて、合せて七十四億をこの公庫のいわゆる融資に充てたいという考えでございます。それで、大体この融資の条件は、七十億の債券が、金融公庫債がどの程度で市場に発行されるかという問題がございまして、これは市場の金融状況その他との関係にらみ合せなければなりません。普通の公団公社債と同様な条件でわれわれは発行したい。これは、大体が七分の利率で従来やっておるわけでございます。七分で発行いたしておいて、ただし、それにつきましては、債券発行のいろいろ手数料等がかかりますので、これをできるだけ安くしたいという考えでございます。あるいは二、三厘はどうかというところではないか、三厘か四厘、普通の公社債は、実質的には七分二厘四毛という条件で発行になっておるようでございます。だから、そういう条件と見合ひで発行したい、そういういたしますと、あとは公庫経営の事務費の問題で、事務費のコストとして、われわれは一厘半定いたしておきます。それでございまして、実際の発行額に一厘を加えた条件で、一般の市町村その他府県に貸したい、大体そういう考えでございます。それでございまして、七十四億か三厘、できるだけこれは安い条件で発行いたしまして、安い条件で貸そうという考えでございます。今まで出ておりました、この公庫地方債の利率の状況でございますが、これは、三十一年度末の公庫債の現償高が千二百六十九億、そのうちで

公営企業関係が四百五十八億ございまして、大体四百五十八億のうち八分一以上で出しておるのが総計二百四十六億、それから八分未満がその他と、こういう大体割合でなっております。非常に高いのは一割以上もございまして、九分以上も相当にございまして、九分以上は、合せますという、二百億くらいは、数字になります。大体こういふ、きわめて過去のやつは相当高利で出ておるわけでございますが、最近はこの利率が、金利がやや低下の状況にありまして、率直に申しまして、二十八年、二十九年、三十年の趨勢を見ますという、やや安く出しておるのが実情でございます。三十年度の実際の発行状況を見ますという、府県では、八分未満で出しておるものが八分一以上と。ところが市町村では、そんな有利に出すことができません。市町村では、八分未満がわずかに二割、八分以上のものが八割、こういう状況で公庫債を発行いたしておきます。そういうものは、今の度の公庫によりまして、相当安い金利で融通ができることになる、こういう考え方でございまして、大体七十億というのは、今まで議論がありました、非常に私は少い金額だと思いましたが、できるだけ私は、公庫を早く設立いたしまして、そしてこの公庫債の償還をはかつて、七十億をできるものなら早く消化してしまいたい、そしてゆとりがあれば次の国会あたりにも、もしもろみんな消化してしまいたい、一つのワタの拡大をお願いするといふふうにぜひ運びたいという気持ちでありまして、できるだけ公庫を早く設立して、店開きをいたしたいということがわれわれ事務当局の考えなのでございます。

○成瀬輔治君 いつから発足なんですか。

○政府委員(小林興三君) これは、この法律が公布になりましたら、すぐに関係法令等の準備もございまして、設立準備をやりまして、おそくとも六月一日には公庫を成立させたい。そして、それから公庫債発行の手続きを進めたい。こういう考えでおるわけでございます。ただ、債券発行になります、これまた、いろいろ手続きがございまして、すぐに債券発行ができるかできませんが、とりあえず公庫債——できますれば貸付を、この出資金の一部がございまして、出資金の一部の貸付等を早くやりまして、そしてあとは公庫債発行の状況に応じてやりたい、どんなにおそくても、九月から当然に公庫として貸付をやらんといけない、こういうふうに存じております。

○成瀬輔治君 そういふふうにやろうということはよくわかるのですが、七十億ですか、全部で七十四億ですが、これはこのうちで幾ら公庫債になるのですか、七十四億の……。

○政府委員(小林興三君) 御承知の通り、公営企業関係の公庫債は、この予定では、全体で百九十億あるわけですが、公営企業全部の公庫債が百九十億のうち、大府県とか、大都市等と、従来指定債といって、自由に相当安い利率で払っておったのが七十億になります。あと百二十億、百二十億というものが一般の府県、市町村で割りと高い利率で払わされておった。それを消化するために、公庫として約七十億だけ引き受けるということだけが今度の国会でしていただけるわけでございます。

七十四億使いたしても、あと公庫債が三十億や四十億ございまして、そういうものをできるだけ早くこつちのワタを広げて、そうしてこつちでさばきをつけてやった方がよいのか、そういうのがわれわれの気持ちでございます。

○成瀬輔治君 大へんけつこうなことだと思つて、実際問題として、七分三厘か、四厘になる程度でございますが、実際消化しきれますか。

○政府委員(小林興三君) この公庫債の消化が、われわれといたしましては、一番気に病んでおるところでございます。特に店開きを早々でもありまして、それから、ほかの公団とか公社債と違ひまして、都道府県に名前が出ていくわけじゃない、そう思うように右から左にいくかいかんか、これは、発行の条件とのからみ合ひだらうと思つて、われわれの計画では、大体九月から一月に十億ずつ一応やればやろう、これは、大蔵省の銀行当局ともいろいろ打ち合せまして、政府のほかの公庫、公社債もたくさんございまして、それとにらみ合せて、この程度ならまあやれるだろうという見当をつけておるわけでございます。

○成瀬輔治君 九月から十億ずつだとすると、あなたは、早く成立させて、ワタを広げようとおっしゃるけれども、実際九月ごろやれば、一ぱいになつちやう、おっしゃることは納得がいけないのですけれども、計画は九月からやりになるということ、私たちがわかりましたけれども、額面は一枚どのくらいですか。

○政府委員(小林興三君) それでは、これは一応七十億の計画ですか

ら、七十億としてそういう計画を作っているわけでありませう。これは、何も九月まで待つておる必要はございませう。店さへ開いて、活動できるようになればやうたい。一部は市場公募もありませう。一部は公募も考えておられます。縁故募集が大体二十億、市場公募が五十億、これは予定でございまして、これは公庫の人事その他、どうもこの方面に明るい人につれていただいで、公庫の運営をはからなければいかんと思つておられますから、そういう公庫の人事もきまつて、そういう運用方針をそこでもう一ぺん再確認して、仕事を進めたい、こう考えております。

○成瀬幡治君 縁故募集というのは、何か市町村ですか。あるいは県が取引をやつておる銀行に対して一つお願いする、そういうことなんですか。

○政府委員(小林興三次君) 大体そういうこともこれはあると思ひます。一般の市場へそのまま出す場合と、それから、従来の取引しておるところにある程度持つてもらう。それから、これはもうすでに衆議院でもその話が出ておりましたから申し上げますが、衆議院の方でも、いろいろ府県市町村で、共済組合とか恩給組合とかで、相当資金を持つておるものがあります。その資金をできるだけ活用して、また県市町村に還元をするという式も、これは一つの考え方です。ぜひそれを積極的に考えるようにという衆議院側でも御意見がありました。われわれも、そういうことをぜひ考慮をしたいと思ひます。

○成瀬幡治君 それから、対象事業ですね。何か衆議院の方で、公営企業金融公庫法に対して、何か下水ですか、これを対象にするとか何とかいうふうなことを答へられたそうですが、それはどういふことですか。

○政府委員(小林興三次君) この対象事業は、一応この法律では、主として経費を当該事業の経営によって得る収入をもつて充てる、こういうことで、政令で定めることにいたしました。政令で定められたものは、いろいろものに該当する限り、全部拾おうという考えで、下水が一つ問題になっているのですが、下水は普通、使用料を取つておりません。取つておるのはほんの一部だけであるのですが、これはむしろわれわれといたしましては、これを政府資金でやらしたい。下水は、それだけで使用料をたくさん取るのが目的ではありませんから、公募をつけずに、政府資金、安い金利のやつをつければこんな必要ありませんから、むしろ下水は全部政府資金をつけて、起債を消化した方が適當ではないか、こういう考えで今おります。

○成瀬幡治君 それから事務所は、第四條を見ますと、「東京都に置く」、これはもうすでにありますが、地方は、そうしますと、都道府県あるいは市町村というか、あるいは金融機関ですか、どういふところに大体事務を委託されるわけですか。

○政府委員(小林興三次君) これは、地方の機構はなるべく簡素にという考え方で、支所、出張所は全然作らずに、二十一条に業務の委託の規定を置いてございまして、「貸付に関する調査事務」と一応書いてありますが、その貸付の調査に必要な資料を集めたり、意見を述べたりすることは、全部

県に委託しまして、県の方では、どうせ個々の起債の許可をやつていただきますから、それから現実の現金の授受等は、これは銀行業務ですから、銀行に預けよう、こういう考えでおります。

○鈴木壽君 今の、企業のどういふものがあるかというふうなお尋ねがありましたが、政令に盛るのは、大体あなた方に案があるのでしょうか、どういふ程度のものをやるのか。たとえば、今下水のやつはそうじゃないとお話のじやないかと思ひますが。

○政府委員(小林興三次君) これは、今別途御審議願つております財政法の一部改正で、従来の公営企業のほか、収益的な事業も独立会計でやるようにしまして、それで、特別会計を作るものを全部入れる考えで、おられます。大体公営企業では、電気、水道、交通、病院、市場、国際観光施設、ガス、公益質屋、それから簡易水道、港湾の埋立事業、屠場、大体実質的にそれに当てはまるものは皆入れよう、こういう考えでおります。

○鈴木壽君 これは、三十三年度から、政府の出資が十億ということをやつておられるわけですね、そうじやなかったですか。

○政府委員(小林興三次君) これは、われわれの希望でございまして、ぜひ十億にふやしていただきたい、こういう考えております。ただ、これにつきましても、われわれも少し誤解しておりました。従来、債券発行額が出資金の二十倍だ、こういう前提でございまして、二百億出すためには十億要するのだ、百億にすれば五億だ、こういう見当をしておつたのでありますが、これは、われわれも誤解がありまして、政府の債務保証さえあれば、公庫債の信用はそこで与えられるので、出資金と必ずしも関係ない。出資金はどれだけでも、発行は可能であるというところになりました。また、事実上でなければ、これは、この公庫は毎年々々百億か、そこら前後は発行していかなければならぬので、永久に続くわけではございませんから、そういうことで、出資金と債券発行額が必ずしも関係ないことがわかつたのであります。しかし、やはり公庫の信用力のためには、出資金もある程度なくちゃいかないので、来年は、ぜひ十億出資してもらつてお願いしたいというのがわれわれの考えでございます。

○鈴木壽君 この前のお話では、何か来年度からは十億ずつというふうなことをちよつと聞いたように記憶しますが、そこまでの話はできておらないのですか。

○政府委員(小林興三次君) 来年まで金の額の約束は、それはできておりません。

○鈴木壽君 ただ、ここで取扱われるいろいろの仕事というのは将来ますますふえていくであらうと想像されるものが、この中にみんなやつてくるわけですね。そこで今のお話で必ずしも出資の二十倍とかなんとかいうことじやなく、もつとワケを拡げることができるといふことで、まあ安心もされるわけなわけですけれども、今申しましたように、これは各地方において相当のこれに該当するような仕事があるのだらうというところは、想像にかたくないわけではございませんし、またふえることが望ましいとも言えるわけではござい

ますから、そういう点でこれはワケを相当大きくしていかなければいかぬじやないかと、おそらくこの三十三年度におきまして七十億といつても、ある意味におきまして、あなた方七十億に圧縮するのには、ちよつと頭を悩ますくらい、希望が集まつてくるのではないかと。さらにこういう公庫が創設されたということになりますと、なおさら一つ何というか刺激みたいなことにもなりはしないかというところも考えられるのであります。それから単にこういうこれから行ふ企業だけにし、過去のいろいろそういうことに對する何か借りかえ措置という言葉はちよつと当らないかもしれせんが、いづれそういうふうなこともさへ要望されるであらうし、考えなくちゃならない時代が来るのではないかとこういうふうな思ひわけなものですから、そうしますと、今申しますようにワケの拡大といひますか、確保といひますか、非常にこれは大事な問題になつてくると思ひわけでございます。ですからお聞きしておきたいのは、昭和三十三年以降どの程度までワケをふくらまし、それを確保するのとかいうような事柄、これはワケの問題、大きくなればなるに従つてちよつと私これは心配する点でございまして、市場に振り出すので、社とか、そういうものとかかね合いが将来起つてくるのではないかと、いふうなことを私心配するわけなんです。起つてくれなければいいわけですが、何かそういうような仕事があるに依つて、他の公庫等そういう性質のものにおきまして、仕事のワケがだんだんふえてくるというふうなことから、市

場がいればせきなるというよりなことも予想されますので、そういうことの見通しというか、対策と申しますか、まあ対策という言葉はちょっと今のところ当らないかもしれませんが、見通しについて承わっておきたいと思ふわけですね。

○政府委員(小林三三三君) われわれといたしましては、先ほどちょっと申し上げました通り、ことしでも公営企業会計が百九十億、これは一部資料に載せてございます、資料の二十七ページにございますから、ごらん願いたいのですが、公営企業会計の公算債が百九十億でございます。この百九十億をおそらくやれば、こちらの方がはるかに条件がよるしゅうございまして、から、みんな希望していただくことは明瞭でございます。そのうちで大府県とか、大都市等が指定地方債として、従来発行しておいたのが大体七分三厘か四厘程度でやっております、こういうものはここでさばきをつける必要はない、そのものが大体七十億くらいの中に入ると思ふのであります。そうするとやはり百九十億か二十億というものが残りました、そういうものはできるだけ引き受けてやられた方がいだらうというのがわれわれの気持ちでございます。今後明年度以降は、われわれ一般会計の起債をなるべく減して、公営企業会計をさるにふやそうというのが基本的な考えですから、今後公営企業会計の起債のワケがどれだけふえますか、ふえるに従ってある程度公算債もふえるかもしれない、考え方といたしましては公営企業会計でもできるだけ政府資金をとった方がいいと思ふますけれども、ある程度ふえるかもしれません。

ので、やはり百億前後の公算債が発行できるようにしなかつたら、とてもうまくいかぬだらうと思ふのであります。それでございまして、どうしてもしよう見当でこれは明年からこの運営を考えたい。まあそれにしまして公算債の完行きの問題が基本にございまして、これはどうしてもやはり今のお話の通り公団、公社債ともふつかることも事実でございます。大府県府の保証債は昭和三十一年度の計画では六百十五億に上っております、全部の公団公算債は六百十五億の中にこれも入って消化をしておかなければいけません、これは全般的金融事情とからみ合ひで問題はあらうと思ふますが、大府の今大蔵当局その他の考えでは、この程度ならば十分にできる、三十一年度は計画で六百九十億でございます、それよりまあ六億ふえておるわけ、この程度ならば十分できるだらうというのが今の見当でございます。ですから店を開いてその状況を見ながらこちらワケも考えていくよりまあ仕方がない、それとともになお繰越募集も可能な限り道を開いていきたい、こう考えております。

○鈴木壽君 そうしますと、来年度はこれで三十三年以降は大体百億程度と、こう押えてかかっておるのですか。ですから、そういう限りにおいては今のあなたのお話わかりませんが、私申しましたのは、もっと大きくしなければいけない時代がくるのじゃないか、そういう場合のまた心配というのがあるのじゃないか、こういうことなんです。もっと大きくする時代がやがてくるのじゃないか、こういうこと

○政府委員(小林三三三君) もっと大きくするということは、結局単に新規の発行だけでなしに、旧債の借りかえもまあ引き受けたらどうだと、これはもうわれわれも実はそういう希望をいたしておるんです。せめてこの法律でござるときに最小限度その権限だけ与えたらどうかというので、実は大蔵当局とともいふん折衝した問題ですが、まあとりあえずの問題でござる発足しようというところにしたわけで、私は公算債の消化が可能な限りはぜひそのうちに率の改正をお願いして、古い高い公算債を借りかえるためにこれも活用するようにいたしたい。これもこの資料にございまして、先ほどちょっと申しました千二百六十九億という公算債が現にございまして、それが八分以上のもののが五百八十二億、これだけの多額の公算債がございまして、こういうようなものがむしろ安く公庫で借りかえることが助かることにならうと思ふます。だからぜひそこまでするべきだと思います。まあとりあえず新規のやつだけでもせめて十二分に消化するようにいたしたい、という希望を寄せておるわけでございます。

○鈴木壽君 重ねてお伺いしますが、私お聞きしたのは、今のあなたのお話のような過去のものの借りかえ、そういうことが一つと、それから事業そのものによつて当然ワケがふえてくるのじゃないか。従来までのこういうことに対する仕事の地方における実施の状況というものは、まことに何といますか微々たるものだと思うのです、まあ極端な表現でございすけれども、従つていわゆる投資的な形態を備えるという仕事というものは、いろいろな形においてこれはふえてくるのじゃないか。と同時にまた一つの公共団体に於ける企業体めいたことがふえてくる傾向に私はあると思ふのです。そういうことを考えてみます場合に、団体の借りかえに必要な、肩がわりに必要なら、それはただでなしに、二つの面から、それはたとえば百億程度というよりなことがありましたが、それは押え切れないのじゃないか、同時にそれはもつと広げなければいけない時代が当然やってくるのだ、こういうことの二つなのでございまして、そこを、これはまあこれから遠い将来のこととはお互いに見通しのつきにくい問題でございすけれども、しかしこの一、二年の間に私さういふことが相当出て、考えなければいけない時代が来るのじゃないか。特に今言つたように、こういう一つのものが設けられることによって、また何かさういふような仕事に対して仕事をしようとする意欲といたしまして、さういふ気分が出てくるために、当然やはりさういふ時代がやってくる。こういうことがあるわけですから、さういふことに対する見通しです。と同時に今言つたように、場合によつては、金融関係の公庫全体のさういふ市場に出す額というものは、やはりふくれあがつてくるということも考えられますから、さういふ場合、そこでいろいろふつかつたり窮屈になる可能性があらはれないかと思ふのですが、これは、私は専門的に立証する何もありませんが、一つの心配としてさういふことも考えるわけなんです。

○政府委員(小林三三三君) これはお尋ねの通りでございまして、われわれといたしましては、公営企業というものはもつと伸ばしていかねばなりません、伸ばさなければいけません。また地方だつて要望はわれわれの考えておる以上に多いと思ふます。さういふこととございまして、公営企業の起債のワケはむしろ年々ふえてござるおれ、減ることはありやうがありません。今年だつてふやしたことでござるこの調子でふえていくと思ふます。そしてさういふこととに一つは政府資金もふやしたい。全部公算債にたよるわけにいかぬのでありまして、水道にしろ交通事業にしろ地下鉄など考えれば、公算債だけでは高くてどうにもならぬので、政府資金のワケもできるだけふやしたい。しかし一応公算債もふえるだらうと思ふます。またさういふ一方向かまわぬと思ふます。さういふ意味で一応は百億と申しましたが、百億から百五十億というものが、一応われわれが見当をつけておるわけでございます。さういふときにはなればは公の公庫公算債だつて同じような問題で、やはりできるだけ債券をふやそうと思つていまして、その間のふつかりは私はある程度当然出てくるだらうと思ひます。しかし全般的な経済の伸びとマッチしていきなりふやしてはさういふことも考えらると思ひます。さういふことと申しましたが、いろいろ公営企業関係のさういふ資金をぜひこれとリンクしまして、今は普通の金融機関に遊んでおる、といつては語弊がありますが、遊んでおる金額だけから今ちょっと概算しまして、百億や二百億

の金がないわけではありません。そこでそのうちで活用できるものは公庫債も引き受けますれば、その金額もまた伸びていきますから、それを還元するといふような方式に考えていきたいと思つています。ですからこちらの公庫だけでとても独走はできません。全部が公団公庫債とのからみ合ひで仕事を伸していくよりよいがなと思います。

○委員長(本多市郎君) 速記をつけて下さい。それではこの際連合審査会の開会についてお諮りいたします。揮発油税法案につきまして、委員の希望により大蔵委員会に対して、連合審査会開会の申し出を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) 速記をつけて下さい。それではこの際連合審査会の開会日時等につきまして、両委員長において協議決定いたしましたこととなっておりますので、これらの取扱ひにつきましては便宜委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めて、さより決定いたします。なお連合審査会の開会日時等につきましては、両委員長において協議決定いたしましたこととなっておりますので、これらの取扱ひにつきましては便宜委員長に御一任願いたいと存じます。

午後三時五十六分散会

○鈴木壽君 これは別に私、直接にどうのこうのということではありませんが、今、私申し上げたような点から、実は参考のためにあればほしいと思つたのですが、たとえば昭和三十年と三十一年との、こういうふうな企業でどの程度あなた方へ持ち込んで、起債がほしいとか何とかいうようなことの資料があたりでしょうか。そのうちのどの程度あなた方が取り扱つてオーケーを与えたか、というようなことがもしあれば、と思つたのですが。

○政府委員(小林興三君) この起債の希望額を拾えば出てきますから、明日でも一つ。

○鈴木壽君 何もそんなに急がなくてもよろしゅうございますけれども、できたら……。

○委員長(本多市郎君) それではただいまの質疑はさらに継続することとして、この程度にいたしたいと思ひます。

○委員長(本多市郎君) なおこの際ちよつと御相談いたしたいことがあります。

昭和三十一年四月三日印刷

昭和三十一年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局